第10回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時:平成17年12月9日午後6時00分

場所:WEST19 研修室A・B

委員長

時間がまいりましたので始めてまいりたいと思います。第10回の検討委員 会でございます。いよいよ中間答申案を今日確定するのが最大のテーマであ りますが、最初に式次第に基づきまして、事務局からのご報告がいただける わけですね。はい、お願いいたします。

事務局(係長) 事務局からのご報告ですけども、12月1日付けで職員が1人増えまして、 田中という職員がこの事務に就いておりますのでご紹介いたします。続きま して前回、正副委員長部会長会議の中で障がいの関係の部分でご質問があり ました、手話・聾唖の関係の教職員採用はどうなっているんだろうかという ご照会がありまして、教育委員会さんの方から平成17年、今年初めて教員採 用に当たって障がい者特別選考という枠で若干名の採用をする試験を始め ましたというご報告がございました。ただここで言っているのは身体障がい 者の方であって、必ずしも聾唖とかそういう何かに特化したという枠ではな くて、身障の1級から一応6級の手帳を受けている方という、またほかにも ちょっと自立歩行ですか、介助なしで行動できるということが条件にあるよ うです。続きましてお手元に配布させてもらっていますけれども、検討委員 会の方に札幌市子どもの権利条例制定市民会議さん、DCI札幌セクション さんの方から条例づくりに当たってのご意見をいただいております。また子 ども未来局の方でこれまで市役所の本庁ですとか、各区役所でポスターをい ろいろ展示してまいりましたけれども、その中で寄せられた意見というのも、 市民からの意見というのもご報告させてもらっております。事務局からは以 上です。

委員長

はい、ありがとうございます。それではいよいよ中間答申案の中身を検討 してまいりたいと思いますが、これまで何回かもうやっていて、今日は第3 次案ということでほとほと見るのもいやになったというぐらいにたくさん、 何度も何度も見ているわけなんですけれども、正副部会長会議の時にも拡大 でやっておりましたので、お時間のある方には参加していただきましたけれ ども、今日初めてという場合にはちょっとまだ読み切れていないという所が あろうかと思いますけれども、そのうち慣れますので一緒に読んでいってい ただければと思います。それで今回は1つ、全面書き下ろしというのがある んですよ。これは20ページです。20ページの『障がいのある子どもたち』の 所ですね。ここを何人かの人が書いていたやつを寄せ集めていたんですけれ ども、寄せ木細工だとどうも一貫しないということで、この度A副委員長に 単独執筆で書き下ろしていただきました。これは本邦初公開でございますの

で、これをまず検討していきたいと思います。せっかくですので、黙読というと寝てしまったら困りますので、今、事務方のほうが読んでくれますので、 よろしくお願いします。

事務局(係) それでは20ページの方からなんですけども、最初にちょっとお詫びなんですけども21ページが2枚印刷されてしまっている冊子があったかもしれません。こちらのコピーをした時に誤っておりました。その前に19ページも2枚ある冊子が1部混ざっているかもしれません。ちょっとページが重複してまして申し訳なかったんですけども、重複分は無視して読んでいただければと思います。申し訳ありません。それでは『3 障がいのある子どもたち』から読み始めていきたいと思います。

(1)障がいのある子どもの「生活の質」の向上

障がいのある子どもが障がいのない子どもの生活と大差なく、各々の場面 で生活の質(QOL)を豊かにするためには、多くの支援が必要です。障が いのある子どもの市民としての日常生活をみると、家庭の近くで自由に散歩 したり、遊んだり、外出したり、通学したり、公共の施設を利用したりする ときに、交通機関、道路、建物内部の構造や補助器具の助けを必要とします。 障がいのある子どもが自由に移動できるようにまちづくり全体を見直し、公 共の建物にアクセスできるようにすることは、高齢者や乳児にとっても望ま しいことです。社会参加しやすいまちづくりは、災害時における対策とは異 なり、多くの人々の活動しやすい細かい配慮が必要となります。特に札幌市 では、冬の生活やライフスタイルがスムーズに実現できるような施設や環境 を充実させていますが、障がいのある子どもも障がいのない子どもも同じよ うな活動が可能となるように取組を行う必要があります。また、建物や交通 のようなハード的バリア、人の意識や制度のようなソフト的バリアの2つの 壁を解消する努力が必要です。現在、このようなバリアについての障がいの ある子どもの立場を総合的に評価する機関がみられません。未来の子どもを 具体的に考えるためにも、これらの整備が望まれます。

続けて読んでいきます。

(2)障がいのある子どもたちの発達の保障

障がいのある、あるいは障がいの疑いのある乳幼児への対応

平成17年度、札幌市では153人の障がいのある子どもたちが、障がいのない子どもたちと一緒に集団保育を受けています。また、市立幼稚園には、障がいの疑いのある幼児が200人ほど在籍しています。私立幼稚園、私立保育所の中にも障がいの疑いのある子どもは相当数いると思われます。障がいの発見は、乳児から幼児の全般に渡っており、ばらつきがみられます。したがって、保育所や幼稚園に通う以前に、かなり長期に家庭保育での世話があり、病院でのケアや母子通園施設等での早期療育が行われており、このような場

の充実が極めて重要です。とりわけ乳児期の家庭での世話は、障がいのある 子どもに付ききりの状態になりやすく、親子の関係が不安定になりやすく、 他の家族との関係も乱れやすいものなので、専門家を交えてファミリーサポ ートが不可欠です。幼児期に入ると、子どもの生活習慣を確立し、充実した 子ども期を過ごさせるようにします。現在、市立の幼稚園、保育所では障が いのある子どもと障がいのない子どもがともに生活する「統合保育」を行っ ています。この中で子ども同士の人間関係の基礎を体験しています。この統 合保育の場は、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、ともに生きる 権利を知る機会となっています。このような場では、子ども同士や親同士の 間でのコミュニケーションの不足から来る障がいへの理解を深め、親子とも に基本的な接し方を覚える良い機会なのです。これは、社会全体に存在する ソフト的なバリアを意識的に変えるための態度を形成している現実的なプ ログラムともいえます。幼児に対する保育は、盲・ろうの幼稚部、施設での 保育のように、「統合保育」でないものもみられますが、特に訓練を中心に するとき、よく生活能力のバランスが失われやすいことも指摘されており、 今後に課題も残ります。また、幼児期の保育にとっては、情報化社会と体験 の関わり方、基本的生活習慣の乱れについて、どのように取り組むべきかな どは、大きなテーマとなっています。この点は、障がいのある子どもにとっ ても同様なものです。以上の保育活動は、障がいのある子どもがゆったりと 成長を遂げていく面を受け入れたものとなっており、「スローライフ」を認 めたものです。就学前に身につけたことを、その後の小中高等学校の生活の なかで、あるいは地域社会生活のなかで、療育、福祉、教育に関する支援が 途切れたり、分離されることがないよう、子どもの成長と自立を支援する評 価機関が求められます。

(3)障がいのある子どもたちの障がい児教育

現在、札幌市には、何らかの障がいのある特別な教育的配慮を必要としている子どもたちが、約3,000人います。いずれも、養護学校、特殊学級、通級指導教室、あるいは普通教室に在籍しています。幼少期の子どもたちは、読み、書き、計算といわれる狭い意味の学習と社会的技能としてのコミュニケーション能力に関わる広い意味の学びをしなくてはなりません。平成6年のユニセフによる「サマランカ宣言」では、「障がいの有無に関わらずすべての子どもを対象として教育を行うべきである。」としています。さらにその方向性は一人ひとりの子どもの特別な教育的ニーズに応じて、教育を行うべきであることを強調しています。

遠距離通学・通級

札幌市では、知的障がい児のうち比較的障がいの重い高等養護学校の学科の間口が札幌市内に少ないため、遠くの高等養護学校を選択せざるを得ませ

ん。そのため、子どもたちや家庭の負担は大きくなっています。また、「言語障がい通級指導教室」(「ことばの教室」)が各区に設けられていますが、 そのなかには遠距離通学をしなくてはならず、通いたくても通えない中学生 もいます。

進学と受け入れ態勢

札幌市の高等養護学校では、ほとんどの学校・学科で定員をオーバーする 志願数となっています。特に、比較的障がいの重い子ども対象の学科では、大きく定員を上回っています。その結果、札幌市から遠く離れたところの高 等養護学校への入学を余儀なくされている実態があります。自分が生まれ育った地域での学校生活が困難な子どもほど、高等養護学校への通学の便が確保されなくてはなりません。平成14年に文部科学省が実施した全国実態調査によると、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習障害(LD)注意欠陥多動性障害(ADHD)高機能自閉症などにより、学習面や行動面で特別な教育的支援を必要としている子どもたちが約6%程度の割合で存在することが分かっています。このような子どもたちに対する適切な指導及び必要な支援は、学校教育の緊急の課題となっています。子どもたちは、「もっと自分のことを分かってほしい。」と願っています。特にこうした子どもたちの進路は成長を保障するうえでも極めて重要なことです。障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちの学習の進め方は、相当の開きがあるといってもよいかもしれません。

自立・就労

地域社会で自立した生活を送る意識をもてるまでに成長した青年は、親から独立したとしても、多くの人の手を借りて自立生活に入っていきます。就労の問題としては、障がいのない子どもたちの職も十分には満たされず、その雇用形態においてもいつでも切捨てが容易となるような採用がみられます。こうしたなかで、中学校、高等学校卒業者の就職は、厳しい状況にあり、特に障がいのある子どもたちの就職は、大変厳しい状況です。以上のような過度の競争場面に自分らしさを求めようとしても、どこかに無理が生じます。障がいのある子どもたちの特性に応じた多様な生き方、働き方を支援するために、福祉的就労の場として、小規模の作業所が営まれるようになっています。青年期に入って、指導者のもとで作業能力や活動性を高める生活を確立します。

特別支援教育(障がいのある子どもの支援)

平成 15 年度から、札幌市のどの小中学校にも「校内学びの支援委員会」が置かれ、学校施設のバリアフリー化等が進められているところです。障がいのある子どもたち(学習障害(LD)) 注意欠陥多動性障害(ADHD) アスペルガー症候群、高機能自閉症を含む)も一緒に学び、育つために、今

後さらに、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が必要です。 子どもたちのなかには、特別な教育的配慮がなされたうえで、可能な限り通 常の教育環境で学びたいと希望する子どもがいますし、障がいのある子ども も地域での学びを支援する学校が現れています。今後も、学校施設のバリア フリー化や、個別授業の体制、保護者との相談活動などの一層の充実が求め られます。

(4)障がいのある子どもたちの社会参加と意見表明権

今日、障がいのある子どもの「平等と社会参加」が極めて大切です。しばしば言われるように、労働生産性やコミュニケーション能力などが低くても、また、その他の何かが欠けていたとしても、そのことを理由に差別を受けてはなりません。障がいのある子どもたちは、「今、まさに自ら生きる存在」として広く認められなくてはいけません。もし、本人が意見表明することが困難であっても、このような意見表明権を保障し、代弁するなどの援助が必要です。障がいのある子どもたちに、生きる喜びを感じさせることが求められます。そのために、多くの人との出会いが生まれるように活動的に生活すること、療育や保育、教育を受ける際に本人からの同意を得ること、また自己決定を助ける専門家の育成が望まれます。

以上で障がいの部分、差し替わった部分でした。

委員長

なかなかボリュームが。最後に書くとこれだけスペースが取れる。そういうわけじゃないですよ。今、読んでいただいたんですけれども、A副委員長、補足の何か解説を加えるような所、ございませんか。いいですか。

A副委員長

特に特別支援教育に関して前もっているいる情報をいただいたり、勉強させていただいたんですけれども、これについては今実験的に取り組んでいるということなので、それを細かく書くことはしなかったんですけれども、やはり小学校と中学校ではこれについてすでに違いが出ているんですが、それを記述はいたしませんでした。新しい言葉としてはスローライフという言葉が出たんですけれども、これは生活の質を高めるということの中で言われていることなので、障がいを持たない子どもと持つ子どもの間にこの違いがあるということを言ったのではなくて、ひょっとしたら障がいを持たない子どもでもスローライフが必要な時代が来ているのかもしれない、そういう思いで書きました。以上です。

委員長

そうしましたら最初の方からバッと目を通していって、お気付きになった 所を上げていただきたいんですけれども、まず(1)障がいのある子どもの 生活の質の向上。この部分ではどうでしょうか。これは、A副委員長。最後 の方の『現在、このようなバリアについての障がいのある子どもの立場を総合的に評価する機関がみられません』と。この『評価する機関』というのは、 あるとすればどういうのがイメージされるのですか。

A副委員長

これについてはいろいろ研究しているグループが存在したり、補助器具をつくっている事業所があることは知っているんですけども。それらを届けて、子どもたちがうまく使っているかとか、それを発展させて使いたいとか、そういうことの相談を受けるというようなことだとか、あるいは補助器具の高価なものを買わなくてもいいということを、保険制度だけでやっているのではないようなやり方もあるだろうということと、これは評価機関というよりも実際にものをつくって使い勝手がいいかという所まで追っかけていく。そういう風なことで生活の質が維持されるという意味で書きたかったので、そういうものがあれば取り組む方がこの生活の質を維持するということにつながるということです。どういう組織でどうしなさいということは書けなかったんですけども。救済とか、そういう風な問題とはちょっと違うんですけれどね。

委員長

どうですか、皆さん、イメージ。どうぞ。

C 委員

私もちょっとイメージが湧きづらいなと。よくわかっていないからということなんですけど。私は、ちょっと違うことを言っていいですか。全体としてすごく読みやすくなって、中身がよく理解できると思うんです。(1)の所で言うと、ここの位置づけがちょっとよくわからないんですけれど。(1)の所では主に身体障がいの方を念頭に置いた記述のように読めるんですね。あとの所でもずっと知的障がいの人、いろんな障がいを持っている人たちのことが出てくるので、特に身体障がいに限定してもいいのかなと思いつつ、その生活の質の向上というともう少し広い取り上げも射程に入れているのかなというところが気になって伺いたいということと、それから下から4行目に『ソフト的バリア』という風にあって、人の意識というのはわかるんですけれども、制度というと具体的にどういう内容がイメージされるのかがちょっとわかりづらいので教えてください。

A副委員長

て委員の指摘のように具体的に書かれているのが肢体不自由という風に考えてしまうと思うんですけれども、移動するときに道路にタイルが貼ってあると視覚障がい、聴覚障がいの人たちに対してやっていることですし、交通機関の座席の確保だとか、ステップの高さとか、そういうことになると病弱な人たちについてもそういうことをしていることになるので、一例として特にまちづくりで先行している部分を取り上げたので、障がい全体にもつながるようにしたかったんです。そうするとちょっと書き方が足りないと言われれば、それを含めることはやぶさかではない。それから人の意識や制度という、これ、制度と無造作に書いたんですけれど、社会福祉の制度ばかりじゃなくていろいろ建築法だとか、あるいは交通の問題の計画を立てる時とか、様々な条例とか、そういう法整備の問題に関連している所があって、そのトータルなものになっていないというように覚えていたので、その制度のよう

なと書いたんですけども、制度と書かなくてもこれはみんなのルールづくりということでもかまいません。法律が一番制度の堅いものだと思いますけれども、これは人の意識でどんどん変えられますので、物理的なハードの方に分類しなかったわけです。

委員長

そうするとこの(1)の所は一見身障者に限った記述に見えるけれども、 そうじゃなくてと。ですから?

A副委員長

もう少し何か入れればいいというのなら、そういう風にしてもいいと思います。何か具体的にありそうですか。この辺りに手話とか、そういうスピーチサービスといった言語サービスの問題も入るかなとは思いますね。そこまで書けたらすごいことになっちゃうんだけど。別な面もあるかもしれません。これは直して。みんなでつくった所なので、これは直していけると思います。

委員長

どこをどう直します?

A副委員長

障がいのある子どもたちにも利用できるようにというぐらいに。

委員長

ちょっと待って、どこですか。

A副委員長

『社会参加しやすいまちづくりは、こうこうこう』となっているその後に、 『特に札幌市では』という所にいく前に、コミュニケーションの障がいを持

つ人に対する手話とか、そういうコミュニケーション不足を補う社会的な支援の仕方も含めてとか何かそういう風に書いたらいいと思います。補助器具とか構造を変えるとかというよりも、よく言われることなんですけれども、札幌は世界的に見てタクシーの運転手さんが障がいの車イスを積み込むのを気楽にやったり、助けてくれる都市の1つなんだそうです。そういう人の気持ちがソフトになっていると、この問題は、生活の質は高くなっていくんですけども。そんな風なことで書いておくという方法でもいいとは思いますけども。中身を1つずつ書いていくときりがないので、このぐらいに止めち

委員長

じゃあ、ここの指摘があったので。

A副委員長

ちょっと考えてみます。

ゃったんです。

委員長

それで最後の2行は削っちゃっていいんじゃないかな?『ソフト的バリアの2つの壁を解消する努力が必要です』という風に言い切っちゃって。『障がいのある子どもの立場を総合的に評価する機関がみられません。これらの整備が望まれます』というここが何か。削ってもいいですか。変ですか。

A副委員長

いや、いろいろバラバラに出てきているので、最後の締めを付けたつもりなんです。

D委員

実は今の保育園は第3者評価機関があって、全国的に動いております。ほとんど動かないのが北海道、札幌だけです。以前は市の保育課に行って、僕も何度も交渉したんですが、札幌はほとんど動きません。それから今、幼稚園も全国的にこの第3者評価機関、今、病院なんかもかなりやっているとい

うんですが、ただ病院の場合にはその第3者評価機関がランク付けのような 形の傾向が見られると言いますが、今の保育園関係はランク付けということ ではなくていろんなことをやっているので、多分A副委員長はただ言いっ放 し、やりっ放しではなくて、どこかである程度ということが必要なのではな いだろうかと。実際にいろんな所で行っていると。札幌は今回の。まあ、僕 の思い過ごしかもしれませんが、札幌の未来を考えるということの中では、 これは非常に大事なことかなという風に僕は感じました。個人的には、この 意図は生かした方がいいんじゃないだろうかと考えます。

委員長

そしたら『バリアについての障がいのある子どもの立場を総合的に評価する機関』という、この言い方をもうちょっと何か。それを評価して、何か施策につなげる第3者機関なのですか?ここでイメージするのは。

D委員

そういうものにつながるかどうかは別にして、今、保育園、幼稚園、そういう所でやっている場合には例えば市だとか、公的な所で最低限の、例えば保育所に対しても補助金の使い方をきちっとやっていますね。そうではなくて、その質に対する評価なんですよね。ここの場合に、A副委員長の場合にはそういうあれなんでしょうか。その施策についてまで踏み込むような評価機関という風にお考えなんでしょうか。

A副委員長

実際にこの作業をしていた時に、学校でどの程度エレベーターが付いてい るのかというのはわからないという話になったり、街の中でどこが使いやす くなっているか、それはどこかで情報があるのではないかという風になって いたり、保育園、幼稚園を新しく建てる時にこういう部分をどういう風に含 んでいなくちゃいけないかとか、そういうようなことをはっきりさせること が大変だったということは、総合的にやっていないなと。大学でも各大学の 障がいを、こういうユニバーサルデザインといって、障がいを持つ人も持た ない人も使いやすいような環境になっているか。そういうことを開発してい るのはどこの大学なんだというのもはっきりしないということで、札幌市役 所のいろんな建物もある時期は非常に庁舎の中がどうかということをチェ ックする気運が出た時もあるんですけど、新しく、今、つくり出していくよ うな建物の中でどうなのかとか、諸々そういう皆さんがバラバラにやってい るものを総合的に評価するということができるようになったら、子どもたち にとって、特にメリットがあると考えたわけです。ハードの面の法制度とか、 条例というのはすぐ施策としては出るんでしょうけれども、実際に使ってい る人の気持ちとか、新しいニーズが出てきた場合にどういう風に対処するか というような評価というのは、これは保育だとか、教育がどういう質で行わ れているかということを評価するということができなければちゃんとでき ないと思うので、ここで、すでにソフトとハードの2つのバリアがあるとい うことを下から4行の所で書きましたから、このようなバリアについての総

合的評価が両方の面を含んでいるというのは説明する以上のことではないと思います。ということで、皆さんの方が、読み手の方がむしろ深く読んでいるいろ考えているところをみると、もう少しわかりやすく立場を総合的に評価するという所を少し書き加えたら、書き砕いた方がいいなという感じはします。

委員長

そうですね。そうしていただきましょうか。それから次の『未来の子ども を具体的に考えるためにも、これらの整備が望まれます』というのは、これ はちょっと普通の日本語として。これはどういうご趣旨?『未来の子どもを 具体的に考える』というのは。

A副委員長

これ、子どものことを具体的に考えるためにも必要なんだということなんです。 わざわざ未来というのを入れなくても、子どものことについて抽象的に考えるのではなくて、具体的に考えることが必要だという意味で書いたんですけど。

委員長

要するにそういう現実、現状の総合評価の意味ですね。意味というのは、 そういう障がいのある子どもに対する施策を具体的に考えるためには、どう してもそういう機関が必要だという趣旨ですね?

A副委員長

子どもの問題を具体的にかけばいいかな?未来は削ってもおかしくはない。

委員長

『子どもを具体的に考える』という、ここもね。じゃあ、ここはそういう趣旨ですから、ここは書き直す程度のことはできるでしょう。あとはいいかな、(1)は?それで(2)の方にいきますと、どうでしょうか?『 障がいのある、あるいは障がいの疑いのある乳幼児への対応』ということで、幼稚園、保育所とずっと書かれてきて。

D委員

20ページの下から 2 行目なんですけれども、『現在、市立の幼稚園』、市立の保育所という意味だとは思うんですが、『障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに生活する「統合保育」を行っています』とありますが、私立幼稚園あるいは法人の保育園のほとんどが統合保育です。僕の知っている範囲では札幌市内で、多分法人の幼稚園では 2 つの園が統合保育で、そうでない所もありますが、だいたいは統合保育なので何かこの辺の所の言い回しを、公立だけにとどまらない記述の仕方がよろしいんじゃないかなと思うんですが。

委員長

例えばこれは『札幌市内のほとんどの幼稚園・保育所では』ぐらいでもかまわないわけですね。先生、それ、よろしいですか。ではそういたしましょう。それと21ページの上の方なんですけども、8行目の所。『特に訓練を中心にするとき、よく生活能力のバランスが失われやすいことも指摘されており』というのは、訓練を中心にすると生活能力のバランスが失われやすいって。生活能力のバランスというのはどういうことかなという。

A副委員長

ここも具体的に書かないと。例えば人間関係を調整する能力とか、あるいはほかの生活面の、訓練してお話、コミュニケーションすることに時間をかけてしまうと、ほかの生活技術とか能力がうまくつかないとかっていうような、そういうバランス、発達のアンバランスが生じやすいという意味で書いたんですけども。

委員長

で、コミュニケーションに関する訓練をグッと中心にするとほかの生活能力があれなんですか。 バランスが失われる?

D委員

すいません。ちょっと補足させていただいていいですか。多分A副委員長のおっしゃることは、今、A副委員長がおっしゃったことだけではなくて。私、A副委員長のあとをついて社会福祉法人の知的障害者の施設の理事長もしているんですけれども、訓練されると、私たち専門用語では横の発達という言い方をするんですが、その状況でしか反応できないんです。ですから正直に言いますと、高等養護学校を出てきたあと施設に来ると、ある一定の状況では、訓練された場面と同じシチュエーションでは反応できるけども、別になったときなかなかできにくいという、そういう意味でおそらく。訓練の、何と言うんでしょうか、訓練主義の多少の欠点みたいなものとして、この生活能力のバランスという言い方を、今言ったことも含めてなさっているのではないかなと、僕は理解しているんですが。

委員長

そんな趣旨ですか。

A副委員長

その通りなんですけど、それは逆に全体が必ずそうなるという…。今、D 委員の訓練、訓練で明け暮れしたり、ある特定の力を付けるためにそれに時間を割くということがまずいという話をしようとしたのではなくて、バランスよくやらないといけないということはどの子にとっても同じ法則なんですけど、特に障がいの子どもについては、それが際立つのでここにそういうことを書いておいたんですけれども。具体的に述べた方がよさそうですね、これも。生活能力という所を砕いて。

委員長

ちょっとその辺を加えていただくということと、それからここの(2)の最後の所でもまた『子どもの成長と自立を支援する評価機関がもとめられます』という、この評価機関というのはあれですか。この教育支援が途切れたり、分離されることがないように何か監視をする、チェックをする評価機関という?

A副委員長

これは療育と福祉と教育の3つの関係性をいつも意識した仕事の仕方をしていくようにする、そしてできているかを評価するということで、実際に現実には今それぞれのセクションで専門性を高く分けてやっていますけども、総合的なものがやはり遅れていると思います。例えば小学校に通うときに、就学前の教育で十分集団生活ができるようになっているかというような評価はするんですけれども、その後ちゃんと生活ができる状態になって卒業

していっているかとか、独り立ちしていっているのかとか、新しい場所に身を置くときにオリエンテーションを十分に受けているかというような所の評価が、どこで誰が何をやっているのかがよくわからないというのが現実の社会なんですね。

委員長

そうすると総合的にチェックするというか、評価するという視点が大事だ ということをおっしゃりたいわけですね。

A副委員長

総合的と入れるといいかもしれません。

C委員

今の関連で、療育、福祉、教育と出てくるのでわかると言えばわかるんですけど、1つは縦割り行政というか、セクションが違うという問題もあるのかなと素人的には思うので、もしそういうこともあるのであればその辺の指摘もしていただいた方がイメージが湧きやすいなと思いました。それから全然違うことでもう1点、いいですか。21ページの、これは表現だけの問題なんですけども、3行目から6行目までの段落で、『子ども同士や親同士の間でのコミュニケーションの不足から来る障がいへの理解を深め』というのがちょっと通じにくいですね。だから『コミュニケーションを通じて』とかなんでしょうか。『通じて』の方がわかりやすいかなと思ったのと、もう1段下の『社会全体に存在するソフト的なバリアを意識的に変える』でもわかるんですけども、『意識的に』をなくす言い方でもいいのかなと思いました。

A副委員長

文章が乱れてます。

委員長

乱れてますね、これ。コミュニケーションの不足から。

A副委員長

どこがおかしいか。

委員長

わかりますね、これね。はい。あとわかりにくいとか、変だなという所、ありません?じゃあ、次、(3)。ここはどうでしょうか?ちょっと誤字というか、誤植というのは当然のこととしてね。 、 とこう来て、22ページのの『子どもたちの進路は成長を保障するうえでも極めて重要なことです』と言った後のこの2行。『障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちの学習の進め方は、相当の開きがあるといってもよいかもしれません』、この趣旨が。独立して2行入っているのが。

A副委員長

こういう風に入っているのは、ちょっと私も記憶がないんですけれども。 後ろのこの場所というのはなかったような気がするんだけども。

委員長

少なくともここはいりませんよね。これは消して、どこかに入るんだったのかな?はい、次、次、まいりましょう。はい、どうぞ。

D委員

今、22ページの でいいんですか。 の所、特別支援教育で入っているんですが、ここには入っていないものですから。ここに真ん中ぐらいに学習障がいとか、注意欠陥とかありますね。この中にアスペルガーが入っていいのかな?この整合性は。などと言っているから、あってもなくてもいいのかもしれないんだけども、入れた方がいいかなと考えます。

委員長 じゃあ、A D H D の後に入れましょうね。あとどうでしょうか。22ページ に今いっております。まだありますか?

C委員 21ページに戻ってしまいます、ごめんなさい。21ページの(3)の の所なんですけども、結論から言うときっとこれは高等養護学校が少ないということなんだと思うんですけども、『通いたくても通えない中学生もいます』で終わっているので、ほかの記述との関係でいうともう少しどういう方向性なのかを入れてほしいなという気がしました。

委員長 通いたくても通えない中学生がいて、その通えない中学生はどうなっちゃっているんでしょうか。

A副委員長この辺りはH委員の記述したものを生かして。

委員長 元はどうだったんだっけな。

E 委員 小学校は各区にあるけれど、中学校は中心部に 2 校しかないから。遠距離 のがあるんです。

委員長 いつのやつですか。

E 委員 前のやつ、2 次案の22ページの の遠距離通学の所の 5 行目に書いてあります。 そうそう 2 校しかないということ。

委員長 だから『各区に設けられています』が。遠距離通学をしなければならないので、通いたくても通えない中学生がいると。それが遠距離になるのは数が少ないという。そこの所、ちょっと数字を入れておきましょうか。こっちの元のね。そうすれば。はい、じゃあ、そこに入れます。はい、あといかがですか。はい、どうぞ。

F委員 すいません、また戻るんですけども、20ページの の所の中で真ん中辺に 『したがって、保育所や幼稚園に通う以前に、かなり長期に家庭保育での世話があり』という『世話』という言葉がその下の段落の『とりわけ乳児期の 家庭での世話は』という風に入っているんですけども、これは保護者が子育 てしているという意味の世話ということなんですよね。あまり言葉で世話と いう風には言わないような気がするんですけども。

A副委員長 病院の方をケアと書いたものですから、それとちょっと違う意味で、ケアでもいいんですけど、あるいは養育でもいいんですが、ケアと違って書いただけなんですけど。間違いではない。カタカナばかり多くするのは。そういう意見があればその通りにしたいと思います。

委員長 どうしますか、ここは。 A副委員長 養育の方がいいですか。

委員長『かなり長期に家庭保育での世話』って。

A副委員長 F委員の方で今までの作業から言うと、ここは何が収まりますでしょうか。 家庭のセクションを書き表してくれたF委員にちょっと考えてもらいます。

F委員 簡単にというか、『家庭での保育があり』ではダメでしょうか。

委員長

家庭での保育か?家庭での養育か。だから『家庭での養育があり』と、こうしましょうか。これだったらいいですね。はい、ありがとうございます。世話となると突き放した、冷たい感じがしますので。次、次、まいりましょう。どうですか、22ページに戻って。はい、どうぞ。

G委員

先ほどD委員が指摘してくださった、22ページ のアスペルガーを入れる べきだというとこで、高機能自閉症との区別が難しい云々でも入れるべきだ と思うんですが、これって文科省の実態調査から抜き出しているんですよね。 文科省の中では確かアスペルガーという言葉を使っていないんですよね。で も抜き出しとは違って、独自に付け加えてもいいんですか。その辺、書き方に問題があるのかなと思って。

委員長

どうなんですか、先生。これ、資料に基づいた記載になっているということでいいんですか。

A副委員長

の進学と受入れ態勢の所はまさに文科省の14年度のという意味で抜いて書いているんですけども、下の方の作業では入れている形で書いていて、これもだいぶ論争している部分ですけど。普通、分けて書いていいことにはなっているんですけども。どうしましょうかね。あまり病名ごとに記述することを志向してなかったので、少し緩く書いたつもりなんですが。 D 委員、どうしましょうか。

D委員

資料としての意味合いがありますから、14年は14年でこのままでいいかも しれませんね。

委員長

カットした方がいいかもしれませんね。そして15年に引っ張っているんで すものね。

D委員

15年は15年としてアスペルガーということで。

委員長

はい、わかりました。じゃあ、そうしましょう。あとお気付きになった点、 ありませんか。

A副委員長

H委員に伺っていいですか。H委員、学校の所で多分気になさっている部分があるだろうと思っているんですけれども、訪問教育、病児教育とか、病児に教育をするとか、病院の中に病気が長期の子どもの学級をつくるとか、そういう部分が抜けているという指摘が出るかなと思ったんですけれども、私の記述の態度としては具体的な1つひとつの事例を取り上げるのではなくて全体に網をかけたいということで、こういう書き方をしたんですけど、のぞかせたい、のぞかせた方がいいんじゃないかというのであれば、それは入れることはできるかなと思っているんですけれども、先生のお考えを述べていただければと思います。

H委員

ちょっと趣旨がわからないんですけども。何を、どういう所ですか。

A副委員長

病気の子どもたちを障がいという風に。中途で障がいにしている例も多いんですけども、先天性の障がいで。これをお聞きするのは実は病気は今は定

まっていないけれど、新しい病気とか障がいが生まれてきた場合にそういうものを1つずつ取り上げていくというのではなくて、稀な例だけどもこの条例の中で子どもの幸せを願っている部分があるということで、具体的に総合的にそれを取り上げていけるような社会体制があっていいという風に考えれば、やはり少し変えた方がいいのかなと思ったんですけど。

H委員

今言われた障がいと院内学級のことですか。

A副委員長

そういうのが主流ですよね。あとは施設にくっついているような学校もありますけれども、そういう諸々の子どもをどういう射程に収めるといいかというところも、先生のお考えを聞かせていただきたいんです。

H委員

実際にはその実態というか、そこのところの資料も何も収拾してませんよね。だからちょっと記述するのも無理なのではないかなと思うので、こういう表記でいいのではないかなと思います。

委員長

新しいテーマを今指摘されても。そういう実態調査とか何か全然わからないですから。じゃあ、あとでまた気がつくこともあろうかと思いますけども、それは適宜にまたお知らせ下さいね。これが書き下ろし。はい、どうぞ。

C委員

あと2点です。22ページから続いているの中のまとめの所で、『今後も』 という2行に関わってですけども、事前に配布されている12月6日付の正副 委員長部会長会議の会議資料という、お持ちじゃないかもしれないんですけ ども、H委員のまとめたものということで、障がいのある子どもたちの現状 ということに関わって、もう全部読みませんけれども、最後の2行だけ言う と『公教育の責任として個々の子どもが持つ普遍的な教育ニーズ等と特別な ニーズの両方に応えられるよう条件、体制の整備が求められています』とい う、その趣旨をもう少し柔らかい表現で。でというか、ここに入れてほしい かなと思いました。そのバリアフリー化、個別授業の体制、相談活動という 所にもうちょっと加えてほしいと思ったのが1点です。それから23ページの (4)の所の、これは言葉だけの問題ですが、本文の2行目。『しばしば言 われるように』の次の『労働生産性やコミュニケーション能力などが低くて も』という所が若干気になっていて、労働生産性にやっぱりカギ括弧を付け たいと思うのと、コミュニケーション能力というのも主に言語コミュニケー ション能力だとすると、言語的コミュニケーション能力という風に限定して ほしいかなと思ったんですが。

委員長

労働生産性に括弧を付けるというのは?

C委員

いろんな評価があるんじゃないかというところを言いたいんですね。

委員長

それはかまいませんか?

A副委員長

それは労働というのが1つ書かれていれば通るかなと思って、カギ括弧を付けなかったんですよ。労働生産性にさらにカギ括弧を付けてもかまいません。単なる生産性と書かないで労働と入れたのは、そのつもりだったんです

けど。カギ括弧を入れてもいいと思います。それからコミュニケーション能力について言えば、確かに障がいを持たない人から見れば言語のコミュニケーションということだけが注目されていますから、言語的コミュニケーションという風に変えてもいいと思います。

委員長

最初の方の加筆についてはいいですか。

A副委員長

それはH委員の方で記述した中で非常に重要な部分だと思いますので、加えたいと思います。

委員長

じゃあ、それ、加えましょう。あとは今の段階でいかがですか。よろしい でしょうか。じゃあ、とりあえずここはこれで終わりにいたしましょう。あ とですね、通しでやりますけれど、書き加えたところというのは、これ、新 しい課題の所の別刷りのが別に配ってあると思うんですけど、何で配ったか と言いますと2枚目の(4)という所に子どもの成長・発達を支える地域社 会の再生ということも課題に入れてはどうかというご指摘があったもので すから、確かに最初の方の必要性のところでまちづくりというようなことを 書いているものとの関連性からすると、もちろん全体としてみればこの趣旨 は入っていたつもりなんですけど、明確に入っていなかったということで、 この地域社会の再生というのをちょっと急ぎ足で文章をつくってしまった ので、あれなんですけど、こんなのにしました。『地域は子どもたちの育ち の場です。子ども同士の交流と、そこへの大人たちの関わりを通して、子ど もは成長、発達していきます。しかし都市化とともに地域の崩壊が進み、も ともと地域が持っていた子育ての力が失われ、それに伴って大人が子どもを 守るという監視による保護、育成の考えが強まってきています』 ちょっと この辺はまだこなれていないなと思うんですけれど、『これは子どもの主体 性を尊重する子どもの権利条約の理念に明らかに反します。我々が目指すべ きは子どもの権利条約の理念に基づく、子どもと大人が手を取り合った新し い地域社会の再生、すなわち子どもにやさしいまちづくりだと考えます。条 例にはこのようなまちづくりの根拠になるような条文を盛り込みたいと思 います』。こんな程度のことを課題に加えておこうかなと。どうでしょうか。

H委員

今の文章の3行目の『都市化とともに地域の崩壊』という言葉が使われているんですが、崩壊という風に捉える捉え方もありますし、そうではないという方もきっといると思うんですよね。ここで言われているのは、きっと子どもの成長や発達を支える、いわば昔持っていた地域の共同性というか、そういうものが失われてきているということを言いたいんだろうと思うんですよね。だから崩壊という言葉でない方がいいのではないかと。

委員長

何にしましょうかね。だから崩壊と書かないで、『都市化とともに地域の 子育ての力が少なくなって』とか、『弱くなって』とか。『弱くなって』がい いかな。『失われて』というと、何か寂しくなっちゃうな。『希薄』とかね。 『地域の崩壊が進み』なんて言うと、本当に夢も希望もなくなってしまいそうだ。

G委員 よく社会教育力の低下という言葉を使うんですけど、それはどうですか。 しっくり来ますかね。

委員長 社会教育力。子育ての力の方がわかりやすいですね。子育ての力でも。ま だ耳になじみがあるかなという感じだけどね。

I委員 社会というよりは地域と表現した方が身近に捉えることができると思うのね。だから地域関係、子どもと大人のよい関係が希薄というか、そういう部分で捉えた方がわかりやすいのかなと思うんですけれど。

委員長 そうすると文章的には。

委員長

I 委員 地域という生活の場における。もともと持っているご近所の底力みたいな ものなんでしょ。

C委員 『都市化とともに』から『もともと』に飛んで。

委員長 『地域の崩壊』は削ります。『もともと地域が持っていた子育ての力が弱くなって』。だから弱くなったのと、保護、育成という、この辺のことを私は書いてはみたんですけど。自分で書いていて。だからここはね。

A副委員長 今言われている所、『都市化とともに』以下を『崩壊が進み』まで削っちゃって、『都市化とともにもともと地域が持っていた』という風に続ければいいという案に落ち着きそうなんですけれども、つまり解体しているのを再編成できないから再生しないわけですよ。だから壊れているというよりは、壊したものを積み替える方法を開発していかなきゃならないんですよ。そういう社会状況があるので、あまり深追いしたら書けなくなるということで、最初の案に賛成しています。

だから崩壊と書かない方がいいんです、なんて。じゃあ、ちょっとそこの所は言葉をあれします。いずれにしても、だから地域社会の再生というのは居場所の問題とか、全体がこうつながってくるわけですけどもね。一応これは短い文になりますけれども、まちづくりということの重要性を書いておきましょう。はい、それであとはまったく新しくなった部分というのがないので、ちょっと今日、今7時を回りましたですね。これまでも何回もいろいろな所でやっておりますので、これ、サーッといきます。それでご自分が担当した所を特に注意していただいて、これでいいかどうかということですよ。そして私が気づいた所を適当にコメントしながら、前に進みます。で、1字1句のチェックというのも何回もやって来ていますので、やり始めたらまた元に戻っちゃうということになりますので、やめます。それでまず表題。『子どもとともに札幌の未来を考える』。これはいいですかね?それで肝心な所は検討課題。条例に向けての最後の課題の所が重要になりますけども、まず目次を見ます。目次は目次です。それでこの並べ方ですけどね、非常に苦労

いたしましたですね。はじめにとか1章、ここはいいわけですけども、第2 章の所、札幌の子どもたち。これが我々の売りなわけなんでございますけれ どもね。1、2とこう来まして、この後並べ方に大変苦労いたしましたけれ ども、こうやって障がいのある子どもたち云々、3、4、5、6と、いわゆ る以前マイノリティーなどという言葉も使っておりましたけれども、それを バラしまして、そして順番を一番最後だったんですけども、ちょっといろい ろ議論がありまして、先へ持ってきました。そして一番最後の方は、地域の 中の子どもたちというところで締めるという、こういう札幌の子どもたちの 順番にいたしました。目次というか並べ方で特に指摘しておきたいのは、そ ういう所であります。目次だけを見ていてもしょうがありませんので、それ から『はじめに』ということを書いてみたんですけども、これは最後の最後、 私が責任を持って書きますので、ちょっと不安かもしれませんけども任せて ください。いよいよ第1章、『なぜ、いま「子どもの権利条例」なのか』か ら始まりまして、これで下線が付いている部分は、前回の正副部会長会議な んかでの最新の議論をここに盛り込んだという趣旨の下線部分になります。 子どもの権利を論ずることの意義ということで、ここはちょっといろいろス リムにしたりしましたけれど、これ、どうですかね。条約の採択とか、発効、 効力の日に関してご指摘をいただいていたんですけども、こんなのでどうで すか?G委員。やっぱりあれなんだね、4月22日に批准して、1カ月後の5 月22日から日本において効力が生じたという、こういうことのようでござい ます。それから、特に言葉遣いとか、バーッと見てお気付きの所、あります?

A副委員長

コラムの所ね、無造作にコラムとボンと出てきたんですけども、子どもの やはり意見表明権の具体的な現れとしてコラムが登場しているという風な ことが、どこかにオリエンテーションされていると。言ってみれば 5 ページ の続きとして、(6)になるのかもしれませんけれど、そういうような位置 づけになるような気がしたんですけど、どうでしょうか。

委員長

コラムがですか?(6)?

A副委員長

この場所でいいと思うんですけども、単にコラムがボンと無造作に出てきているように。ここだけ見た人は前後でここに落ち着いている理由がちょっとわかりづらい。

委員長

どうしましょう、そうしたら?これをここに載っける趣旨は。僕、思ったんだけど、ここに載っけるよりも課題の所でもうちょっと子どもの意見をやっぱり我々聞いていいないよなということを懺悔して、子ども委員会を設置しようと書いた所がありますでしょ。だからそっちに結び付けた方がいいんじゃないかと思うんですけどね。どうですかね?せっかくU委員がこうやってまとめてくれたので、これはこれで生かしたいと思うんです。だからなぜ今子どもの権利条例なのかといったときに、書かれていることは意見表明権

で、「もうちょっと子どもの意見を聞いた方がいいですよ」という中身になっているわけですよね。じゃあ、ちょっとこれ、場所を無造作に置いてしまいましたので、それはちょっと考えましょう。あと特に1章の所で、これまでも正副部会長会議で何度も言われてた所を直したという程度のことで、必要性の所は、4ページですね。なぜつくらなければならないかというのが、この権利侵害からの救済、それから認識・理解の促進、それから子どもの視点に立った「まちづくり」の推進と、それと条例でないと法的な拘束力がないからという、これも4つぐらい、だから条例をつくらなければいけないんだという4つのポイントでまとめたというところが、ここの文章です。ではまいりましょう、次々と。いよいよ第2章。ここもいろいろとやればやる度に文章が変わりましたけれど。家庭と子育て。これはF委員、どうですか。前回の議論を、下線の所で直っているのですが、特に問題はありませんか。

F 委員

下線を引いてある所が前回引いてありましたでしょうか。

事務局(係) すいません。こちらのアンケートの波線が引いてある所なんですけども、ちょっと言葉を事務局の方で変更しました。その趣旨なんですけども、アンケートの設問の仕方が家庭についてどう思いますかという趣旨ではなくて、どこにいるときにホッとしますかという問いかけのアンケート調査を行っていたものですから、そのアンケート調査の問いかけに合わせた形でちょっと表現を変えました。あとの方はアンケートの調査の結果で一番多かったものから順番に並べて書いていただいたと思うんですけど、3番目と2番目が入れ替わっていたので、それをアンケート調査の結果が多かった順に並べ替えたということです。

委員長 そういう気配りをしてくれた結果のようですけども。特にございません か?

F 委員 すいません。『家族で過ごす時間を確保する、子どもを守るの順でした』 という所なんですけど、『子どもを守る』が2番目ではなかったでしたか?

事務局(係) ここで引いているアンケートは児童会館でやったアンケートの方です。大 人ですから児童会館は関係ないですね、すいません。

F委員 懇談会で使ったアンケートの結果は『子どもを守る』が2番目になっていたと思うんですけども。今日の資料のアンケートの報告書、ありますよね。それの28ページの『子どもにしてあげたいこと』という所から引いているので、2番目が『子どもを守る』で、3番目に『家族で過ごす時間を確保する』で。

事務局(係) すいません。今、F委員がおっしゃった所は幼稚園 P T A の調査結果のペ ージなんですね。懇談会の方のページは21ページの方になっていますので。 F委員 じゃあ私の見ている所が間違っていました。

委員長 確かにこの1%、2%の鼻の差のあれですけどね。21ページですとこの順

番でいいのかな。いいですかね?

F委員 あと言葉でちょっと気になっていたのが、7ページの 子育ての不安と負担という所の『養育に関する第一次的な責任は保護者にあり』という言葉なんですが、ちょっとO委員と確認ができなかったんですけれども、あまり『第一次的な責任』とか二次的な責任という言葉は、私はあまり使わないかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

委員長 権利条約ではこういう風に一次的となっているんだよね。まず親ということだから。何もおかしくはないかなという感じですね。まずは親という趣旨ですのでね。 じゃあ、ここの所は一応いいかな?

F委員 すいません、もう一つだけ。8ページの、この前『親の中でも母親は』という真ん中辺の所なんですけども、今まで文章にして出してはいなかったんですけれども、父親が全然出てこないんですよね。それで母親としては配偶者やパートナーの協力や理解が必要だという所を、この育児不安と育児ストレスの所にはかなり大きな父親とか配偶者とかパートナーという所があるので入れたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

委員長 これはどの辺にどういう流れで入れますかね。F 委員の趣旨はパートナー の。

F 委員 子育てについての協力や理解が乏しくというか必要ですということをど こかに入れたいんですけれども。

委員長 子育ての不安と負担でかい。だから入れるとすれば。何かここの『親の中でも母親は』の固まりの。え、どこに入れる?

C委員 今言っていた、その8ページの『親の中でも母親は一番の責任者として』 という。『負っている場合が多い』という風にして、つなげて少し書いたら どうでしょう。うまくはいりませんかね?

委員長 だったら『親の中でも母親は責任者として、子どもの育ちの環境を整えて いこうと懸命です。それに引き替え父親は』なんて言うとちょっと。

C委員 それに引き替えというとちょっとどうかなと思うので、言葉としては難しい。『協力が不可欠です』か。『その結果』につながらなくて、ちょっとどうしようみたいに思ったんですけど。そこに挿入して、ちょっとあとがうまくつながるように。またとか。

委員長 これはね。

」委員 いいです?『懸命です』の後に、要するに父親が育児に参加できない状況 があって、『状況があります』みたいなことを書いて、その結果育児不安や 育児ストレスを抱え込むというような感じ。

委員長 これ、父親でいいのかい?

G委員 幼小部会が実施したアンケートというか、これは検討委員会がやったアン ケートとして使っていいんですよね? 事務局(係) 中間答申を書く際にデータというか、アンケートの結果として触れるとき には基本的にはその出向き調査のアンケートは使わないということですね。 児童会館でやったものを基本的には使うということを考えています。

G委員 児童会館というのは検討委員会ではなくて、事務局がやったやつですよね?これは検討委員会としてはやっていないアンケートですよね。

事務局(係) 主体が、ということですか?主体がということでは事務局が、子ども未来 局がやっていますけども、中間答申の中で一般的に子どもたちの札幌の状況 の中でアンケートの結果によるとという言い方で引く時には、そこからまず 使うという風に。

G委員 わかりました。それはわかりました。その検討委員会で使ったアンケートというのは、この親という聞き方をしていたから、その母親、父親の区別はできないという問題があったんですよね。僕らは母親、父親を分けて聞いているんですよ。で、今日お配りになられている幼小部会のアンケートの後ろから3枚目のアンケートの円グラフ。『相談できる人は誰ですか』で、母親が30%でダントツなんです。明らかに母親に子育ての負担が来ているというのは、ここのデータから確実に読み取れるんですね。データを元に語るなら、これ、使えるんじゃないですかということで提案させていただきます。

委員長 ここに使うの?

G委員 明らかに母親に子育ての負担が。

委員長そんなのはその通りなんだよ。

G委員 父親を言う時に、何で父親が来るのかというのをこの数字を元に語れば。

委員長 いやいや、今言っているのはそうじゃないでしょ。F 委員が言っているの は。

F委員 前回、A副委員長が書いてくれている提案の所に、『子育ては養育者、保育者のチームワークの中で行われています。とりわけ親の中では母親は』という風に書いてくださっているんですけれども、そこに父親と母親という風に入れた方がいいでしょうか。

委員長 そうすると『親の中でも母親は』の前に、今、おっしゃった、何だっけ? F委員 ここで父親、母親の2人でという風に書くのも。

委員長 当たり前といえば、当たり前ですよね。

A副委員長 英語ではペアレンツとSにしているから、親に入っちゃうわけです。これ、今、なぜ漠然とした提案しかしないかというと、男性があまり育児に熱心でない理由を挙げていくと、いろいろな見解の違いが出てくるというか。企業戦士であるからとか、そういうこともあるし、男はそんな細かいことには口出ししない。いざというときの決定する立場なんだという風に役割分担だという風に考えたり、古来日本の社会は男性と女性は分業しているんだと。男は外で、女は内でという、そういうことを議論していくためにも、これを書

くのではなくて、今子どもたちが父親と母親の両方に頑張ってほしいなと思っているということを、ここに書いた方がいいというのが私の提案した内容なんですけど。

委員長

文章で言ってもらわないと。

A副委員長

だからチームワークでという風に書いて。

B副委員長

これは母親ということで限定してしまっているから、父親を入れるのが難しくなっているんですよ。だからそうじゃなくて、子育てというものは父親も母親も一緒にするんだという前提に立って書いていかないと、表現が難しくなるので。これはここの所で保護者という言葉を使っていますから、『保護者は子育ての責任者として、子どもの育ちの環境を整えていこうと懸命です。云々』でずっとつながっていけば、話としては父親も母親も一緒に子どもを育てていく。その間違いがこういう形で現れてきているよということで説明がつくんですよね。

委員長

違うんですよ、この流れは。

C委員

多分F委員が言いたいことをちょっとうまく話せるかわからないんですけども、男性だけじゃないかもしれないですけど、意識の問題と実際に父親が子育てするための支援というのが不十分だという問題があって、そこを少し書き込みたいかなという気はします。で、表現としてはという風に言われてしまうと思うんですけれども、さっき最初に出ていた、違う?すいません、じゃあ、うまく噛み合っていないかもしれない。表現としてはというところがちょっと難しくなってしまって。だからそのデータを引用した方がより積極的だというのは、私も異論がなくてそういうところから見ても、お母さんに過剰の負担がかかっているというところを踏まえて。

委員長

ただね、この部分というのは現状を言っているのであって、父親に一緒に 子育てやることをここで提言するという場面じゃないから、もし書くとすれ ば。

C委員

端的に言うと性別の役割分業が現状としてあるよということをうまく伝えるように書き込みたいという趣旨だと理解したんですが、違いますかね。 現状の性別、役割分業が厳然とあるということを。

委員長

C 委員

だからそれ自体は何もわざわざ書かなくたって、わかりきったことだよ。いや、わかりきってないと思うんですよ、必ずしも。そこは現状としてわかりきっていないというところと、そしてその後の文章がやっぱりつながりとしてはお母さんがもっぱら育児不安とか、育児ストレスで過剰になって悩んでしまったり、教育、お受験という所につながっていく。ここもストレートには結びつかない部分もあるけれども、そういうところが結果として現象として現れているという記述につながるんだと思うんですよね。だからちょっと表現に工夫が必要だなと思うんだけれども、性別、役割分業があるとい

う所を一言入れたい。

委員長 I委員 じゃあ、性的役割分業の現実の中で親の中では母親がとか何とかする?

私、そういう風には取ってないんですけど、例えば生まれて一番の環境を整えていこうというのは、生まれてから「あ、じゃあ音楽を聞かせよう。モーツァルト、シューベルト。本も揃えておこう」という環境をネットで買えるんですよ。外に行かなくても。そしたらば支払いも増えたりとか。細かいことを言うようですけどね。そういうストレスとかを抱えている1歳や2歳のお母さんは確かにいます。そしてあと外部のいろんな教材を購入なさる。将来の自分の我が子のために。教育、お受験。「あら、お宅の子はもうそういう幼児教育、学校に行ってるの?ピアノを習わしたの?そろばんに行かせるの?」。そういうお母さん同士の会話も3歳未満でもあるんですよ。端的にその部分だけのことで表現しているのかなと私は捉えていたんですよね。別に父親が不参加とか、そういう捉え方は全然しなかったんですね。

A副委員長

今ここでやらなくちゃいけない作業は、子どもの側に立って子どもが何を望んでいるか、子どもがどういうことで戸惑っているかということを、第2章では的確に指摘する必要があるので、それで大人の都合で子どもには応じきれないというのであれば、そのように表現するべきだと思います。

委員長

だからここの所、『親の中でも母親は子育ての一番の責任者として』と肯定的に言われてるわけじゃない、使っているわけではなくて、否定的な意味で使っているわけだけど、ここの所を『親の中でも母親はこうこうこういう状況の中で一番の責任者にされてしまって悩んでいる』という、その程度の書き方でどうです?だからそこの所は『性的役割分業の』と。そういう趣旨だったら通るんでしょうかね。『子育ての一番の責任者』という意味っていうのは、やりたくて一番の責任者になっているわけではなく、本当は一緒にやりたいんだけど一番の責任者にされちゃっているというような趣旨がここで現れればいいんじゃないかしら?

E 委員

責任者とされにしたら。そしたら一番あっさりしている。

A副委員長

若い人から意見、出して下さいよ。

委員長

若い人ったって。

A副委員長

それを指定します。というのは育児ということに関して、それを通り過ぎた人はもう美談になっちゃうからね。そうじゃなくて今、何が起こっているかということを。本当は子どもに聞いてみたらいいですよ。だから出向き調査で、これに関する意見が出ていたということをここで教えてくれる人がいてもいいと思いますけど。

委員長

いや、だってこのフレーズの今の問題点というのは、何もよく言われることでおかしなことじゃないでしょ。

J委員

F委員が意図するところをもう少し明確に。私はちょっと捉え違えたのか

もしれないけど、要するに父親が参加しないことで母親にストレスがすごくかかってきているんだということを表現したいと言ったのかなと思ったんですけど、そういうことではないですか?何かもう少し明確に、何を意図して、何を入れたいのかということをはっきりさせてもらった方が。みんな、憶測で話しているような感じがするんですけど。

F 委員

ここの部分はO委員が書いた部分だったんですけども、ちょっと今日出席できないということで、打ち合わせができてはいなかったんですけれども、私としてはこの母親の育児不安や育児ストレスをパートナーの協力や理解で少しでも不安を小さなものにできるということを言いたいと思って、子育ての理解や協力が、パートナーの理解や協力が必要ですという一文をちょっと入れたいなと思って、今、提案したんです。

委員長

それは必要ですというのはそうでしょうが、どこにどういう形で、それを 盛り込みたいということですか。

H委員

この文脈はF委員が言っているようなことができない現状を言っているんだと思うんですよ。だからこの文章の言外にF委員が言っているようなことが入っていると、私は読んでいたんですよね。だからここに無理して入れると、かえって文が変になっちゃうんじゃないかなと思います。

委員長

だからせいぜいさっきの『子育ての一番の責任者とされ』とか、『親の中でも母親はパートナーの』。でもパートナーの理解だけじゃないんだよな、これ。

D委員

基本的にH委員の意見に賛成なんですが、今の基本的な問題は孤独な子育てということが、子育て不安の。つまりここは僕もH委員のように受け取ったんですが、こういう子育ての一番の責任者としてこういうことに懸命だというのは、孤独な子育ての状況になっているという風に受け止めたんですよね。そして最後の2行で『子どもは社会にとっての子どもでもあります。保護者を非難するだけではなく』ということが書いてあるから、これで十分通じるか、もしくは最後の2行に先ほどのような。でも『子育ての環境整備』ということも入っているので、これで理解するんじゃないかなという気がするんですが。

委員長

どう?

C委員

折衷意見みたいに、また何かそうだなと思い始めて。これをできるだけ生かしても、複雑にしないということであれば2行目の『懸命です。その結果 一人で』という表現を一言加えたらどうですかね?

委員長

一人で?

C委員

もうわかりきっているかもしれないけど、母親が一人でとか、一人でとか。 書きすぎでしょうか。

委員長

わかるよ。だって母親のことを言っているんだからね。

C委員

わかりますよね、確かに。だから強調するという。

委員長

ここでそんなにこだわらなくても、もう今わかってもらえると思うけどね。 だから『子育ての一番の責任者として』というような、何か肯定的な響きは ちょっとやめましょう、これ。

H委員

父親がずっと出てこないんですよね、確かに。だから父親の大切さを入れるとすれば、その文章に付けるのではなくて、新たにその前後に父親の子育てへの参加の大切さが強調されているけれども、今の状況では父親が食事のときにも家庭に戻れないと。そういう状況があってなかなか難しいというような趣旨のことを入れればいいのかもしれないけども、無理にそこにつけるとかえって文章が変になるんじゃないかなと思います。

委員長

そうね、やるとすれば最後の2行の所に父親の参加が必要だというようなことを書き加えるかね。ただね、子どもは社会にとっての子どもだから、保護者を非難するだけではなくということを書いてあるから、ちょっと父親のことを入れにくいんだよね。だから『労働環境をはじめとした子育ての』。だから父親が参加しやすい子育ての環境整備とか何とかっていう言葉にするかね、どうかな。

M委員

僕は入れない方がいいかなと思うんですね。シングルマザーというかな、シングルファザーもありますし、シングルマザーもありますし、必ず父親と母親がセットでなきゃならないみたいな書き方はしない方がいいんじゃないかなという風に。言わんとすることはわかるんです。母親がそれこそ一番の責任者とされているというような表現でとどめておいて、あえてここで父親が出番だよみたいなことを書かない方がいいかなという気がしました。

委員長

確かにね。父親はどこかにいるんだろうけども、そうだね。いろんなカップルがいますから。じゃあ、そういうことにしましょう。やっぱり議論してみると、収まるところに収まるものですね。そうしましたら、そこいって、ちょっとあれですね。あとは家庭の所はいいですか。保育所の所は、D委員。

D委員

すいません、ちょっと修正があります。8ページの下から4行目。この間もお話ししたかと思うんですが、『そんな養育をされているからでしょうか。』、丸じゃなくて点です、これ。『そんな養育をされているからでしょうか、月曜日は疲れていて、保育所は癒しと休息の場になっている子どもも珍しくありません』ということです。それと一番下の段。ちょっとまた変えたいんですが、『乳幼児期に過度のストレスなど成長・成熟に不自然な力が加わった子どもは、』の次なんです。『少年期や思春期になって、自分の感情をコントロールできにくくなる場合があります』。

委員長

でも先生、その後にまた『思春期に、感情をコントロールできずに』と来ますけど。

D委員

それでですね、『その時期に』、『あるいはその頃』でもいいんですが、『カ

ッとして暴力をふるったり、自分の身を傷つけてしまうケースの中には』と。 というのは確かに少年期と思春期なんですが、最近はいろんな子どもの問題 が少年期、思春期になかなか区分けできない状況が多くある出来事が多くな ってきているものですからということと、必要以上に押さえつけるというよ うな表現を避けた方がいいなと思って、今の文面ならいかがでしょうかとい うことなんです

委員長 そうすると『少年期や思春期になって、自分の感情をコントロールできに くくなる場合があります。』と。

D委員 これ、消えて、『感情をコントロール』、そこも消えるんです。『暴力をふるったり、自分の身を傷つけてしまうケースの中には』と。

委員長 これ、『他人に暴力をふるったり』で他人があっていいですね。

D委員 他人ですね。

委員長たいがい他人にふるうんでしょうけども。自分でやることもありますから。

D委員 こんなところでどうでしょうかと。

委員長 いやいや、先生のご指摘ですので。特に問題ないですよね?ここはね。

A副委員長 D委員、『少年期以降』にしたらどうですか。

D委員 あ、そうですね。少年期以降。

委員長 少年期や思春期じゃなくて、少年期以降。専門分野の言葉遣いというのも。 この少年期とはどこまでになるんですか、先生。ここで言う少年期というの は。 思春期の前まで?

A副委員長 少年期という言葉を今、先生が使おうとしたのは年齢ではなくて。

D委員 原文は、僕、思春期だけにしていたんです。

A副委員長 そうでしょ。いや、そうじゃなくて第2反抗期以降のというのを狙って書いているなと、そういう風に思って読んでいたんですけれども。少年期と使わなければ、先ほどの直し方で思春期。

D委員 思春期だけでわかるんじゃないかなとは思うんですが、逆に言うと。

委員長 少年期と言われるとけっこう。一般の言葉と専門の言葉とでちょっと違うから。

D委員 ご存知のように性の問題でも、今もうよくあったように小学生が風俗で働いているとか。つまり低年齢化の問題も含めて、どうやったらわかりやすいかなと思って。そうしたら思春期だけでいいのか、さてなって。これも非常に難しいものですから。まあ、思春期一本にしましょうか?

委員長 はい。D委員が一人で悩んで、元に戻りました。元には戻らないか。いや、 元に戻っちゃったのか。 じゃあ、『思春期になって』ということでいいんで すね。

D委員 少年期じゃなくて。

委員長 『思春期になって、自分の感情をコントロールできにくくなる場合があり

ます』と。それで『他人に暴力をふるったり』という風に続くという、こういうことですね。

H委員 『この時期に』は入れなくていいんですか?

D委員 入れなくても。

委員長 いいんですか。はい、そのほかD委員、ご自分の担当個所、これでよろし いですか。

D委員 皆さんが異論なければこれでいいかと思うんですが。

A副委員長 目次の方が直っていない。

委員長 目次が直ってない?保育園じゃなく、保育所ね。

D委員 この保育所、保育園は一般的には公立が保育所と言っているケースがあります。民間のほとんどは保育園なんです。ですから我々は何か公文書を出す時は保育園(所)と入れるんですが、それもまた地域によって違うんですよね。ある地域に行くと社会福祉法人でも保育所にしたり。ですから無難なのは保育所(園)か、保育園(所)に。

委員長 「所」でいいですね。そうしま「しょ」、なんちゃって。はい、次、幼稚園。幼稚園はW委員がいらしてませんけれども、ここの所はどうでしょうか。 ここで前にあれしたのは。

F委員 真ん中より下の『幼稚園では、「預かり保育」「満三歳児保育」「給食」』と 書いている子育て支援の様々な取り組みがと書いているんですけれども、こ の中の給食というのは子育て支援に入るのでしょうか。

委員長 入らないの?何か広い意味で。

D委員 広い意味では入りますが、この給食はやっている所、やっていない所、子 どもを集めるために給食。今のお母さん方はお弁当を作りたくないというケースがありますけれども、これは今ご指摘のようにここに入れるべきではないと思いますね。

委員長 例えばだと、給食を実施し。

D委員 次に『例えば』とちゃんと書いてありますから、給食は外してもいいんじゃないかなと思うんですが。

委員長 そうですか。じゃあ、子育て支援の。そうですか。何か広い意味で子育て 支援と。お弁当を作るのが大変だからと。ですからこの文章はそうですし、 W委員も元々そういうご趣旨だったと思うんです。最初から給食のことを書 いていましたからね。ダメですかね?

D委員 幼稚園教育要領なんかには、この子育て支援ということで例えば預かり保育だとか、それから地域交流だとか、地域開放だとか、相談業務だとかありますが、あえてその中に給食というのは特に載っかっているわけではないと思うんです。確認してみます。

委員長 『例えば』のお弁当の話が浮いちゃうんですよね。

D委員 例えばを除いて、何ていうんですかね。

A副委員長 実践的な例としてということで書いているから。さらに新たな実践として はとか、そういう風に言ってもいいかもしれません。

D委員 様々な試みと書いてありますから、教育要領に書いてある、書いてないは別にして。むしろ僕が一番気になるのは、その幼稚園の文の一番最後、『その兄弟、さらには保護者までも』と、『も』が入ると本当はやりたくないんだけど、やらなくちゃならないのかなというニュアンスに文面が聞こえるかなと思うんですが。

A副委員長 大変だということを書いているんですよ。

C 委員

委員長 本当は幼稚園児だけで勘弁してもらいたいのに、親までやらなきゃいけな いという、この悲しいかな、現実は『も』の1文字で。

D委員 そうなんですが、現実に平成12年度に変わった保育所保育士指針、幼稚園 教育要領には、そういういろんなことを含めた相談業務みたいなことも入っ ている。地域、交流が入っていて、その範囲で言えば。でもいいか、芝木先 生も強調したいんだろうから。

委員長 『も』を入れましょう。はい、もうおしまい。次、児童虐待。ここは取り扱ったとかね。相談件数でしょ。ネグレクトの中をこういう風に詳しく書いて、年齢構成の所はね、ちょっと確実なところで、全体として小学生が何件、と、累計ごとのを最初書いていたんですけど、ちょっとこういう風にまとめました。どうかな?ここまでやってちょっと一休みしましょう。はい、どうぞ。

2カ所です。1つは質問に近いんですけど、ネグレクトの括弧の中の表現で『不潔状態』というのは定義に入ってしまっているんですか。もし入っていないんだったら、どうも表現がいやな感じがして。不衛生がいいかどうかわからないけれど、不衛生な環境とかという表現にしたいかなと思ったのが1点。そして今度10ページの3行目。さっきの議論にまだ影響されているかもしれないんですけど、『また、虐待を行っている者は全体の7~8割を実母が占めています』という、この文面に『7~8割を現実に』ないしは『主に子育ての負担を負っている』とかを入れてほしいです。

委員長 これは問題ないでしょう。『負担を負っている』ね。『子育ての負担を負っている実母が占めています』という風に。実母の前に説明を加えて、ただの 実母じゃなくて、子育てを担っている実母が。多分そうだとは思うんだけど。

事務局(係) いいですか、すいません。ここの表現ですね、事務局で前回直しを示したんですけども、括弧の中の言葉も一応児童相談所の方に確認して表現は取ったんですけども、本当の定義、どのレベルの定義かまではちょっと私も確認していなかったので、もし不衛生ということでも置き換えていいレベルであれば置き換えますし、もしこれが一応正式な定義だということであれば今書

いている『極端な不潔状態』で理解していただきたいと思うんですけれど。 よろしいでしょうか。あとの方の7~8割が実母という所なんですけども、 こちらも一応児童相談所の調べている数値を紹介している所なので、できれ ば客観的な方がいいのかなという気も少しするんですが、いかがでしょうか。

委員長

確かに実母であるという統計にはなっているけれども、子育ての負担を負っている実母か、そうでない実母かというのは数字としてはわかっていないか。多分そうだろうなと思うけどね。じゃあ、不確かなところはやめましょう。

M委員

すいません。これは全体に通じる部分なんですけども、数字の扱いなんですよ。『2万7千人』とかっていう幼稚園の所の数字ですね。数字を入れるようにということで、事務局の方で入れてくださった数字があちこちにありまして、全部漢数字を交えた数字の書き方になっているんですけど、後ろの方でさっき障がいの所では『3千』というのは、21ページでは『約3,000人』ということで算用数字で書かれているんですよね。統一性を持った方がいいのではないかというのが1つです。もう1つ、これも全体にかかるんですけど、幼稚園の所は85%とか80%という%で表記しているんですね。それが児童虐待の方では何割という表現になるんです。あちこち見てみたら%の方がやや多いかなという。いろいろな書き方があるんですけど、一定程度統一した方がいいかなと思います。

委員長

それはごもっともだと思います。そうしましょう。あとはいいですか。じゃあ、ちょっと休憩しましょう。10分間休憩。

(休憩)

委員長

では始めましょう。何とか時間を節約しながら進めます。それで細かな所にあまりこうしないで、柱でね。こんなとんでもない間違いは恥ずかしいというような、ここを中心にして、あまり言葉遣いの、木を見て森を見ずの類にならないように、くれぐれも。はい、10ページ、学校と子どもたちの所の前文でございます。これは下線の部分が加筆したり、ちょっと直したという所です。これは何度もやっていますので、もうこれ以上見つめても何も出てこないという。それで小学校。これはX委員の、今日いらっしゃっていないんですけれども、これも大改訂版として5訂版ぐらいやったんじゃないかと思いますがね。これはまあ。何かお気付きの点、ありますか。

A副委員長

特別支援教育の所はこのまま残しますか。

委員長

これは1つの指摘として残すということにしましょう。ですから前回の正 副部会長の時の議論がここに生かされているので、いいですね。

I 委員

すいません、話が戻るんですけど、児童虐待の所で実際の通報件数は274

件というデータがあるんですけれども、児童相談所に通報された件数ですよ ね。児童福祉法。虐待福祉法が改正されてから、急に札幌は数値が倍になっ た通報件数があるんですよ。この242件というのは取り扱った相談件数なん ですね。でも通報件数はそれよりも多いと。じゃあその差はどうなっている のかというのはいいのかなと。相談されて、実際に児相が受理して動いた件 数、その辺も書いていただくと非常に助かるんですけど、いかがなものでし ょう。

委員長 このカウントのやつというのは児相が扱ったやつでしょう?通報だけじ ゃないですよね。

ここは児童相談所が相談を受けまして、それが児童虐待だということで取 事務局(係) り扱った件数。ここに書いてある言葉の通りなんですけども、その定義で計 った時にはこの数ですよということなんですよね。I委員がおっしゃってい るようなほかの数え方の件数も、それは別途あるのでもしそれも載せるとい うことであれば種類を増やすことは可能ですけれども、詳しく載せていくか どうか。

そうではなくて、そうでない件数の場合は誰かが動いているのか、見えな I委員 い所で虐待は進んでいるのではないかというところで、けっこう私たち動か されているんですよね。「それは虐待ではないから、地域のそういう人たち にやらせなさい」という感じで、回ってくるケースも増えてきているので、 その辺の捉え方をちょっと表記してほしいなと思ったんですよね。

委員長 そんな別のカウントの仕方があるんですか。

> 虐待の場合は通報件数と、通報件数だけで関わりを持つということではな いんですよね。だから本人の申し出によって関わるケースもありますから。 だから他者から通報を受けた件数というのがどれぐらいあるかということ と、全部総体的に関わった件数ともまた違うんですよね。ただ、今、I委員 が言ったことで、通報件数がどれぐらいあって、そのうち虐待として関わっ たのは何件だよという数字はまた別な数字として、この242件の内数として 出てくるという、そういう出し方ができると思います。

そうすると今の流れで、34ページの課題の所に。あまりここは具体的に児 童相談所というのは出てこないんですけれども、ここでの人員を増やしとい う所に生きてくるかなという気がするのと、34ページの所では虐待に関して 言うと、児童相談所は中核的な機関なので、そこの人的整備ということをど こかに入れてほしいと思いました。人的整備だけではなくて専門性という所 も含めてですけれど。

まあ、そうだね。人を増やせということは。これ、人員を増やし、財政的 委員長 不安をなくしというここの所なんですけどね。待ってください。これ、242 件のうちの内訳というか、それが必要なの?そんなに?

B副委員長

C委員

I委員 通報?

委員長 242の。

B副委員長 総体的にどれぐらいの件数が寄せられているかということを知りたいと

いうことですか。

I委員 いやいや。そうやって今、地域住民とかそういうのが虐待に対して敏感になって、通報件数が寄せられていますよという意識が高まってきている。地域全体で子どもを見守っているんだよという所にもつながっていくから、実際に通報があった件数、そのうち児相が取り扱った件数がこうこうこうなんだよという所を載せて頂きたいなと思ったんですよ。

委員長 これ、簡単に数字出るの。じゃあ、載っけましょう。通報件数がこれだけ で、そのうち児相が虐待として取り扱ったのが何件ということだね。

I 委員 ちょうど最近の虐待の防止対策会議の時のデータを持っていますので、あとで事務方に上げます。

委員長 はい、わかりました。ありがとうございます。はい。

C 委員 進めてくださいなんですけど、今せっかく虐待に戻ったので、表現の所は 個別に気になる所はあとからまとめてという形でいいですか。

委員長 いいですよ。はい、D委員、どうぞ。

D委員 11ページの特別支援教育、それから14ページの特別支援教育ですね。そして22ページの特別支援教育。ほとんど内容が同じなんです。ですから1本化をしたらどうかと。22ページの方に1本化したらいかがかなという提案なんです。あともう1点は今、H委員にも確かめたら特別支援教育の中にアスペルガー症候群は特に入ってないんだそうですね。市の特別支援の中には。いわゆるADHDとLD、高機能自閉などという、などにきっと含めているんだろうと思うんですよね。ですから入れても入れなくてもいいかと思うんですが、いずれにしても3つ同じなので、22ページの方に統合して、足りない部分があればそこでちょっと補足かなと思って見たら、ほとんど内容は同じだろうと思うんですが。だぶる必要があるんでしょうかね。

委員長 ここまで見事に3つが一緒だと1つにまとめるか。

A副委員長 むしろ学習関係だけ書いてくれれば、小学校の所の11ページの障がいのある子どもへの支援の所での学校の特徴、交流教育みたいなものが特徴なのか、あるいは学習障がいに対して特徴的な配慮している点があるなら、それを書いてもらった方が残す理由が出てくると。ここに残そうとした最初の決定は確か教育のセクションで L D の問題を、学習障がいという名前の通り学習に関しているプロパーの非常に専門性の高い所だから、というニュアンスがあったと思います。

委員長 これは学校の現状だから一応残しておこうというような議論もあって残 したんだけど、まったく同じなんだよね。 H委員

前回の論議で小中に残してほしいという風に意見を言ったのは、小学校も中学校も特に現状では様々な課題が残されていると。この新たな特別支援教育という制度は入ったんだけど、実際には人的な整備もないわけで、そこが非常に先生も困難だし、入った子どもたちに具体的な手立てが打たれていないということと、そういう子どもたちを含むクラスのほかの子どもたちに対しても十分な手立てが打てないという状況をどこかで入れてほしいという思いがあったと思うんですよ。ただ文章は確かに指摘されるように同じような所があるから、ちょっとその文章を書き換えてでも、私は残した方がいいのではないかと。後ろのだと、それが伝わらない。

C 委員

今のH委員と同じことなんですけど具体的な中身として、また前回の正副 部会長会議の会議資料の中の谷さんの文章にある特別支援教育、あるいは教 室のこととか、インテグレーションではなくて現実にはダンピングだという、 この辺りのことを少しわかりやすくどこかに入れたい気はします。

M委員

この特別支援教育という表題を立てて残すか、否かという部分はあるかもしれないですけども、確かに何回か同じことを議論してきているんですよね。たまたま今日来ていませんけれども、小学校の現場では特に大変で、特別支援教育が入ってきたことによって非常に難しくなってきているという話を、米代委員の方がずっとしてきていて、これは是非残したい、書き込みたいという強い意図がずっとあったと思うんですよね。本人がたまたまいない時にこれがスコーンとなくなると、ちょっと今までの議論は何だったのかなということにもなるので、どうしてもなくす、1本化するのであれば学習の中に具体的な書き方で表現を必ず残していくという風にしないと、スポーンと全部カットして20何ページに1本化というのは、今までの流れからいうとまずいのではないかなと思います。

委員長

そしたらこうしますかね。文章がまったく同じのを載っけていいかというと、ちょっと芸がないので。これ、あれですよね。今回22ページにこういう形で載っかっちゃったから、全部3つが一緒になっちゃったというだけで。

D委員

小中も基本的に同じなんですよね。だから何かうまい方法があるんじゃないかなと思うんですけどね。

委員長

そしたらK委員、中学の所の文章をちょっと変えていただくということと、 K委員にも小学校バージョンでちょっと書いていただくと。そして22ページ があることを意識して書いていただくということで、お願いします。そのほ かどうでしょうか、小学校。

G委員

そのほかの前で申し訳ないんですけど、今の特別支援教育でこの間、11 月の末に答申に出すとか何とかというお話のようなんですが、今、特別支援 学校にしようとしているんですね。養・ろう・盲を1本化して。そういう意 味で22ページを書かれてはいない。全然、まったく別?今、小中にある普通 学級ではない特別支援学級などと、そういう養・ろう・盲の1本化の特別支援学校という書き方で分けるという手もあるのかなと思ったんですよ。

委員長

いえ、そういうような新しいことは考えません。このテーマで、それぞれの小中で、この程度の分量で22ページに記載があることを前提にしてリライトしてください。すいません。まったく3つが同じというのは確かにね。そういうことです。そのほか小学校はないでしょうか。ない内に前に進みます。中学校。中学校は今の特別支援教育の所をK委員にお願いすることにして、あとは意外と変わっている所はないのですね。お気付きの点は、皆さん、ありませんか。

C委員

書いてないことで1つ。また新しいことを言ってすいません。夜間中学校のことが。

委員長

ダメだって。そういう新しいテーマを突然こういう時に。ルール違反も甚だしい。

C 委員

に気がついたんです。どうしても入れなきゃいけないという発想では必ずしもなくて、書いてないなということにふと気がついて、札幌市の弁護士会での議論の中では現在設置予定はないという回答が来ているようなので、ちょっとその問題は何も取り上げなくていいのか。現状は書かなくていいですか。

委員長

そういう突然のあれはやめましょう。とんでもない大事なことを忘れてい たというのなら話は別ですけども。

A副委員長

15ページ。

委員長

15ページまで来ました。前に進むということはいいことです。

A副委員長

の地域と校外活動という所の一番最後の行で『こうした状況も地域活動 の衰退や地域の人間関係の希薄化を助長しているのかもしれません』という 所を、でない形にできないかなと。

委員長

と言いますと?

A副委員長

もっと積極的に『希薄化を助長している』のではなくて、『子どもたちは 参加したいと思っている』と。と言うのはここは校外の活動は地域活動じゃ ないかなという読み方をする読み手からすると、何か持って回っているよう な感じがしないわけじゃないんですけども。これは一応学校と校外というも のを、両方とも地域だと考えたんでしょうか。

委員長 K委員 これはK委員に対する質問になるのかな。それでは趣旨、わかりましたか。 もう一度お願いします。

A副委員長

学校の部活動のほかにクラブ活動という風にクラブチームへの参加ということになると、学校以外の組織、地域の組織に参加しているわけですし、習い事もいろいろ私塾なども含めたり、地域の人材で行われている所に参加しているわけだから、これだけでも地域に参加していることになると私は思

ったんですけども。そういう意味で分けているのではないんでしょうか。

委員長 地域と校外活動という、地域と、校外活動をとで結んでいることの趣旨を

お聞きになっているわけですね。

それによって文章の直し方が決まるんです。 A副委員長

K 委員 いや、子どもたちは要するに放課後も多忙であると。本当は地域の中で育 てていかなければいけない部分があるけれども、それがなかなかうまくリン クされていないというようなことを言いたかったんですけれども。

委員長 地域として考えた時に?

K 委員 地域というか、子どもの実態を考えていくと、ということで。自動的にと か、意図的に希薄化がという意味じゃなく、そういう現状になっているとい うことを言いたかったんです。言葉足らずで、それは。

委員長 いや、いいんじゃないですか。だからやりたくても出て行けない子どもた ち。それが地域活動の衰退とか、人間関係の希薄化につながっているという 指摘ですよね。だから『助長しているのかもしれません』という持って回っ た言い方じゃなくて、『希薄化をもたらしています』とかね。そんなのだっ たらどうかしら?

F 委員 今の所なんですけれども、この部活動やクラブチームなどが逆に町内の活 動とかに参加している場合も多々あると思うんですよね。例えば除雪の作業 を手伝ったりとか、ゴミ拾いをやったりというようなことも、小中学生合わ せてあると思うので、確かに衰退とか、人間関係の希薄化ということはある とは思うんですけれども、前向きなことというか、いいこともやっていると いうこともちょっと書けたらいいなと思うんですけれども。

そういうことをやっている所もあるのかもしれませんが。

あくまでも文脈の整理はしたらいいと思って、クラブチームに参加してい るとか、放課後、休日などを利用して活動しているという子どもは忙しくて、 そのほかの活動に参加できない。これはいいんですね。今度、そういう所に も行けない、行かないとか、そういう人たちは地域のほかの行事との兼ね合 いはどんな風なのかというのは、ここには書いてないのかと思うんですが、 それが希薄化であり、人間関係がうまくつくられていないということを、先 生は書いたんでしょうか。2つのことを最後の1本の文章で全部集約できな いなと思いますけど。

K 委員 いいと思っているんだけど。

委員長

A副委員長

A副委員長 気持ちとしてはそういう流れで合っているかもしれないけど、どうなのか な。だから『かもしれません』が弱いと、私は思ったんです。どっちかに寄 って書けばきちっと言えると思うんですけど。

委員長 どっちかに寄ってというのは?

活動している子の側に立って書くか、活動していない子の側に立って書く A副委員長

かによって、言い切りができますよね。違う問題を二つ一緒にしているから 『かもしれません』になっている。

委員長 ここで書いているのは参加しない子どもたちの問題を言っているわけで しょ?だから衰退や希薄化を助長しているのかもしれませんという言い方 になるので。

A副委員長 いや、クラブチームとか塾は地域活動じゃないという風に考えているとい うことなんでしょうか。

委員長 それは地域だっていいわけでしょ?だからそこへ子どもたちがなかなか 参加できないじゃないかと。それによって衰退、希薄化というのが起こって いるのではないかという指摘をしているだけのことで、そんなに書いてある ことは変ですかね?

A副委員長 最後の2行の所、上の文章を受けて3行ぐらい書き加えないといけないかなという感じだったので、申し上げたので。私が取り違えたら困るので、クラブチームとか塾とか、習い事は地域活動じゃないんですか?と聞いたわけです。地域活動だと私は思っているわけです。でも実際には先生のお話は部活動、クラブ活動の活動をしている子は地域活動として行われているから、希薄化ではないという風に主張していると、そんな風に読めるのならそこを除けばいいと思ったんですが。

委員長 これ、あれなんだ。だから部活動やクラブチームの参加、塾や習い事などによって放課後や休日を含めて活動のある中学生は、なかなか地域での活動ができないと言うんだから、部活とか、クラブチーム、塾や習い事は地域での活動ではないんですよ。そうですよね、先生、ね。

受員長 それが常識的だと、皆さんが思っているなら、それでいいんですけれども。 私からさっきから地域の崩壊だとか、人間の希薄化というのを非常に簡単に 結論付けているなと。それはやっぱりちょっと、きちっと書ければいいなと 思っています。今のお話で少しわかりました。

ですから参加したくても、まず優先される部活やいろいろなものがあるから、参加できない者もいるし、G委員が言ったようにいわゆる最初から参加したくないという者もいると。ただそこの部分をきちんと明確にするんだったら、書くことはもちろん書きます。ただそれをいわゆる地域の中でも、当然いろいろな人たちが活動しようと、そういう動きは確かにあるんだけど、そこになかなか中学生が来ないのがあるので、そういう現状はあるという風にして、そこはそういう風にして加筆します。

じゃあ、特別支援教育の所と併せて書き直していただくということで、すいません。はい、中学校。いいですか。はい、高校に進学します。高等学校。これはどうですか、M委員。直っている所はこの通りでいいでしょうか。

M委員 この前の議論で直されましたので、それはそれでけっこうです。僕が気に

A副委員長

K 委員

委員長

していなかった所で、波線が入っているんですね。それがきっと。波線が入っているのが16ページの真ん中辺で、2番の学力信仰の所なんですけど、『いわゆる「進学校」や進学コースに在籍する子どもは時間に追われて汲々とした生活を強いられています』。ここの所は波線が入っていて、汲々というのが、漢字が書き直された。それが僕は気にしていなかっただけ。あとはこの前話されていたことが、きっと全部この前話された通りに直されているのではないかと思います。僕はこの前一応納得して、オッケーと言っていますので、いいです。

委員長 何かあります?いいですか?

A副委員長 通信制については何か特別に書こうとしていたんですか。

M委員 いや、ただ忘れていただけなんです。忘れていたというと失礼なんですが、 それで通信制が抜けているんじゃない?という指摘をされて、「あ、そうで したね」って。

A副委員長 そういう意味で入れただけで。ここで説明している必要だという直し方ではない。本当は定時制と通信制は、先生のまとめから言うと学習課題の違いがどんな風にあるかというのを本当はのぞかせてほしかったんですけども、わかりました。

事務局(係長) 16ページの生徒指導と校則の所の上から3行目に『長期休暇明け』という表示があるんですけれども、一般に夏休み、冬休みという意味で、ここで書くとすると『夏休み・冬休み』の方がどうなのかなという気も実はしたんですけども。または長期休業期間中という言葉なのかな。その辺ちょっと確認をさせてほしかったんですけども。

M委員 学校用語で長期休業だと思います。ただ夏休み明けと冬休み明けという方がわかりやすい、一般的にはわかりやすいかなと思うので、そちらの方で。

委員長 はい、どうでしょうか。では高校も卒業しましょうか。いいですね。はい、 どうぞ。

E 委員 中学校、高校の生徒指導の研修会が年間何回かやっていて、それに出ているんだけど、最近一番の多いのはインターネットとか、携帯電話での書き込みのトラブルがものすごく多いとよく報告されているんだけど、どこかに一言ぐらい、こういう時代だからあってもいいのかなとちょっと思ったんだけど。

M委員 もし必要であれば新しい形の、17ページですけども、援助交際や覚醒剤、脱法ドラッグの所にちょっと。例えばいわゆる2ちゃんねるみたいなやつですよね。2ちゃんねるの書き込みだとか、2ちゃんねるなんて具体的に書いちゃまずいですかね。そういう掲示板への否定的な書き込みとか、そのようなことでよければ入れるのはかまわないと思います。事実としては確かにあるんだろうと思います。

委員長

それはこの流れに合うかい?だってね、そのような子どもたちの中にはという、3アウトで自主退学を迫られてしまいます。そのような子どもたちの中には非行に巻き込まれる危険性が指摘されていますがという、この流れの中に今のが乗ります?

A副委員長

さらに新しい課題としてはとして付け加えるしかないですね。

委員長 これ、ちょっと。

K 委員

中学校でもそういうのが非常に話題になってはいるんですが、今のこの文脈からいったらそれをそこに限定することは実際にはおかしいと思います。 2 ちゃんねるもあれば、ホストラブというのもあったりとか、いろいろ実際にはいっぱいあるんですけれど。それで本当に誹謗中傷しているのはあります。

委員長

項目立てて、情報化と子どもたちみたいなのを立ち上げなければダメになっちゃうから、そういう時はやめます。でもそういう問題意識は、皆さん、共有して。まだ中間でございますからね。はい、じゃあ教師たちの現状にまいりましょうか。ここはH委員、いかがですか。ご自分のお書きになったやつが。

H委員

いいです。文字が間違っている所が(5)の5行目。教育の目的を、多分 追求なのではないかと思うんですが。追行と書いてあります。教師の現状の 所の5行目。そこは追求だと思います。あとはいいです。

A副委員長

18ページのギチギチスカスカというのはいいんですか。

委員長

実によくわかりますね、感覚的に。これはやっぱり聞く人が聞いたら。

H委員 そういう言葉を使っていた先生がいて、よくわかります。

委員長

懇談会の中で出たお話ですからね。私たちがギチギチスカスカと言っているわけではないのですね。懇談会の中ではという。これはこれで、実際に発言された方がいらっしゃったわけですから。

A副委員長

読んでわかるのであればオーケーです。

委員長

以上でよろしいですか。はい、どうぞ。

M委員

委員長

2 つあるんです。さっき気づいて言うのを忘れて。あとで直してください。 本当だ。じゃあ、ここを直しましょう。はい、そうしますと障がいのある 子どもたちの所は先ほどやりました。いよいよ最後でございますよ。いわゆ るマイノリティーの子どもたちのやつなんですけども、C 委員、アイヌ民族

H委員の所じゃなくて自分の所だったんですけど、番号が3)がだぶって

C委員

実は障がいの所がこれだけ膨らんだら、何かもうちょっと、また戻したいなという欲望に駆られているんですが、どうでしょう?というと、あと表現とかも前の表現が柔らかいというか、わかりやすいので少しそれに倣ってリライトしてもいいでしょうかというところと、ほかの所にいくつも注がある

の子どもたちはこんなに短くなってしまいましたよ。

のを参考にして、注を下に入れるともう少し本文を入れられるなと思っているので、そこは工夫させていただいてよろしいでしょうか。 短期間にやります。

委員長 これが長くなるの?

C 委員

ちょっとだけにします。23ページのアイヌ民族の所なんかは、北海道が実施した北海道ウタリ生活実態調査と詳しく本文に入れているのは注に入れられるので、もう少しそこは本文に入れ込めるコメントがあると思っております。ほかも同じです。なので少し工夫して、できるだけボリュームを変えずに具体的な例を入れたい。ついでに言うとインターナショナルスクールでアンケートを取っていただいたのが、ようやく私の所に届いていて、それも少し書き込みたいと思っております。

D委員 もし書くスペースがあるのであればお願いしたいことがあるんですが、 3)の所でも4)の所でも、4)は言語教育となっているからまずいんです が、実は保育所、幼稚園では食事の問題が非常に大きな問題になります。食 事というのはそういう意味では非常に大事なことなものですから、これは保 育園なんかは死ぬ思いで大変な。だからもし触れるスペースがあれば。

委員長 今、どこで触れるのがいいという?

D委員 3)で触れるのが、この中で見たらいいのかなとは思いました。24ページ の。

委員長 24ページのことをおっしゃっているんですか。

D委員 日本に住む外国籍の子どもたちの現状。

委員長 これは言葉だけで書いてありますけれど、そういうこともあるんですか。 -

D委員 もう給食が大変な状況なんです。もしスペースがあれば。

委員長これ、C委員、書けますか。

C 委員 書きたいと思います。

委員長

もうちょっと早い時期に書けば。ギリギリなのに、本当にもう。はい、じゃあ、ちゃんとお願いします。はい、そうしますと外国籍、帰国者などの子どもたちの所はよろしいでしょうか。いいですか。外国籍、帰国者などの子どもたちの所は今のD委員のご指摘で、秀嶋さんが加筆をすると。アイヌ民族の子どもたちも何か欲求不満になっちゃって、もうちょっと書きたいということですね。いいでしょうか。そのほかはよろしいですか。性的少数者の子どもたち。これはこのくらいの量で、一番最後に出てきたテーマなんですけれども、それなりの量があるんですけどもね。これはいいでしょう。非常に謙虚に私たちは受け止めるというのが、いい所ですね。はい、次、26ページ、地域の中の子どもたち。ここも若干の言葉とか文章のあれですけども、L委員、J委員、ご担当いただいた本人としていかがでしょうか。

L委員 先ほど廊下で立ち話して相談した結果、問題なしということで。アンダー

ラインの多くはかなり以前に修正した部分で、おそらく波線の『中高生』と 私が表現した所を『中・高校生』に変えていただいたところかなというとこ ろですので、おおよそ中身については皆さんからご了解をいただいた部分で すので、これ以上の直しようはちょっとないかなと考えております。

委員長

じゃあそういうことで、ここは終わりにしましょうか。それで養護施設の子どもたち。これはR委員が来ていらっしゃいませんけれども。ここでは確か28ページの所に、ほら、施設内虐待のこともちょっと加えようということで、『また』ですね。『また、施設で生活するこどもたちの』、『こどもたち』の『こ』というのは、これ、普通の『こ』にして、『こどもたちのケアにあたっては、家庭で不適切な養育を経験してきた子どもたちが、施設職員によって更なる不適切な関わりを経験することは、決してあってはならないことです』という、何か『あってはならないことです』って『あるんです』と言わないでこうなんですけども、だからこれは『あるけれども、あってはならない』とか何とかしないと。あってはならないことぐらいわかりますよ、そりゃあね。どうしようかな。『関わりを経験することも報告されていますが、こんなことは決してあってはならないことです』というような、そんな。不適切な関わりを職員がしてしまうということがあるんだと。あるんだということで。

D委員

この表現でいいと思います。例えば保育園での先生方が、あるんです。これはもう内密に処理されてます。ですから『あってはならない』という風な表現しかできないんじゃないですかね。

委員長

『あってはならない』はいいんですけど、その前にそういうことがあるのか、ないのか何も語らないで『あってはならないことです』と言うのって変だと思いません?

D委員

そうですね。事実としてかなり大きな問題に。新聞にも報道されましたか ら、断定してもいいかもしれませんね。

委員長

だから一応事実としては『あった』と。『決してあってはならないことです』という。そうだね。その後に防止策が書かれているから、いいのか。じゃあ、『経験することがあります。でも決してあってはならないことなのです』というところで、はっきりさせておきましょう。じゃあ、養護施設は終わります。地域の環境と子どもたち。ここはどうでしょうか。固定集団と自由集団のあれを。『学校・民間施設方式』、あー、本当、舌噛みそう。『児童育成会で過ごす固定した子どもたちの集まりが増加する一方、地域で自由に群れて遊ぶ子どもたちの数が減少しています』という風に、どうかな?

B副委員長

下から2行目、『放課後や学校休業期間中』という言葉をここで使っているんですよね。これでいけば先ほどのあれからいけば『夏休み、冬休み』という言葉に置き換えた方がいいかなと。

委員長

はい、その通りですね。はい、ここを乗り切りましょう。それでいよいよ 条例の課題というところで、どうですか、これで第2章を終わりますけれど。 言い忘れていたとか。はい、どうぞ。

H委員

先ほどの特別支援教育の所ですけれども、22ページから23ページにかけて書いてある所も含めて検討していいんですか。だぶらないようにするということで、A副委員長が書いた22ページからの特別支援教育の所も一緒に検討してもらいたいなと思うんです。

委員長

どのように検討するのでしょうか。

H委員

特に特別支援教育になると、中教審の特別支援教育の答申が出たんですよね。それが今までの特に固定式の特殊学級、いわゆる特殊学級という所をなくして、特別支援教育にすると言った所がいろいろ批判があって、弾力的に対応するという風に今度なったんですよね。どういう問題があるかというと、答申の理念はいいんだけども財政的な基盤もないと。むしろ特殊教育の後退になるという不安があるんですよね。それから今言った固定式の障がい児学級が後退するという問題もあるので、そういうところについての懸念みたいのを23ページの所にちょっと書いてほしいなと思うんですよね。そうしないと、これでいくと特別支援教育に移行することが当然であるみたいな風に受け取られるのではないかなと思うんです。小学校、中学校の所では現実にどんな困難が、課題があるかというところを書くと。言っていることがわかりますか?

委員長

A副委員長、その部分、今のご指摘。

A副委員長

だぶらないようにするということはわかったんですが、特殊教育の後退という風に言い切って、そこの部分をここに書けということになると、ちょっと先生と相談しないといけない所があるんですけれども。

H委員

相談をしますか。

A副委員長

はい。

委員長

じゃあ、この22ページの所も、今の所をちょっと検討していただきましょうか。そういうご指摘がありましたので。難しいものだね、なかなか。

K 委員

いろいろなものに書かれているように、平成15年度の後期からこういうのがようやく入ってきたものですから。その中教審の特別支援部会もいろいるまた出てきているんですけど。実際には現場でいろいろな形で、今、本当にこれだというものがまだない、手探りの状態なので、その後退するとかというのは私はまだ早急だなと思うので、いろいろな課題があるということは明記することはいいと思うんですけども。そういうことをやったら後退しているとか、何だということを、まだ言うのは早過ぎるのではないかなと。答えはこれからの状況を見ていかなきゃならないのじゃないかなと思うので、そういった文章にしていただければなと思います。先生方は一生懸命に、本当

に頑張ってやっているので、その中のことをやっぱり意を汲んでいただければなと思うんですけど。

委員長

今のK委員の発言を踏まえて、一つご検討下さい。

尾谷副委員長

そこまで踏み込まないということはわかったんですが、説明しながら踏み込んでいくところになるので、H委員とちょっと。つまり作業している人たちは意外なことに原則的に考えていなくて、現実的にいろいろ判断しているところに問題が生じているということを一番書きたかったんですね。だから原則のところを書いていくと、またがっちんこするので、こんな課題を抱えているというところで書かせていただきたいと思います。

D委員

すいません、しつこいですけれども、小学校も中学校も、ですからせっかくですから3人ご一緒に検討しないと、また小学校、中学校が同じ課題が出てくる、あるいは課題が違うのであればまた協議として、義務教育としてだろうと思いますし、この辺3人で検討して、振り分け、あるいはまとめという形にしないと。僕はさっきは3つほとんど同じだったということに、これはあれかなということなものですから、よろしくお願いします。

委員長

なかなか3人一緒にというわけにはいかないので、それぞれにまず出していただいて、こっちの正副で責任を持って、矛盾のないように。その中で不明な点があったら個別にお聞きしながらということにしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。あとはよろしいでしょうか。はい、そうしましたら条例の課題の所なんですけども、ここでは最初のどんな条例を目指すかという所、これはどうってことないんですね。あと本当の課題の所がいくつか直っている所がありまして、さっき申し上げましたように、一つ、地域社会の再生という所を加える形にしたいと思います。それでどうでしょうかね。ほら、国籍、民族、性別、障がいなどによる差別や不利益からの権利保障という所がありますでしょ。これ、34ページを見ていただくと、(5)ね。『人間は』からずっと来て『「お互いに違いを認め合い、尊重する」社会を目指す条例にしたいと思います』という後にどういうわけか、この2行出てますでしょう。『また、障がいのある子どもたちは云々』というね。これだけ浮いてしまって。

事務局(係)

すいません、前回の時点の原稿を元に事務局の方で少し、ここのボリュームを持たすという課題をいただいていたので2行つけたんですけども、委員長に新たに書いていただいた原稿というか、今日持っていらっしゃった文章が今ここに入っていますので、入れますので、下の2行はいらなくなったということなんですよね。事務局はちょっと先に作業をしていたんですけども。前回の原稿の時点では、上の文章が外国籍の人の話しかなかったものですから、表題と一致していなかったので少し内容を増やしたんですけれども。

委員長

ありがとうございます。そういう気配りをしていただいたということでし

た。はい、どうぞ。

C委員

その気配りついでにというか、やっぱりここの所はできるだけボリュームは変えないですけれども、現状と課題との関係が必ずしも整合的じゃない。 差別されないというところは共通項として抜き出せるんですけれども、それ以外のいくつかの課題についてまったく触れていないというところが、私は気になっていてもうちょっと書き込みたいなと思うのと、障がいのある子どもたちについては現状でかなり詳しく書いてあるので、ここにあえて重ねて書く必要はないと思いつつも、先ほどの例えば評価機関の問題とか具体的なところを少しここで入れないと、課題の所が非常に薄まっている気がします。

委員長

書き始めたらきりがないんだけどな。

G委員

評価機関のことで。ここに来たら話そうと思ったんですけど、その評価機関の機能はこの専門委員会の中で持たせることは十分可能なんですよね。ここにそれを付け足せばいい。

委員長

何がですか?

G委員

先ほど話題になった第3者の評価機関の問題を。それは34ページの(7) の専門委員会の中にそういう。

委員長

専門委員会とは別でしょ?ここで言っている今までの。

G委員

機能というか、そういうこともやらなきゃいけないんだよ、この専門委員会はということを書き込むという解決というか、それもあるんじゃないのかと。

委員長

それはどういうことになるのか、まだわからないけど、そこまで踏み込んでは書けないでしょ。

G委員

まったく新しい機能のやつを。

委員長

そういう委員会が具体的に何を所轄するかということまでは議論していないわけだから。

G委員

私もついでというか、申し訳ないんですけど、一番最初に書いた時は確か子どもの施策としての救済機関みたいな感じであったと思うんですが。一番最初の10月の頃、執筆し始めた時。しかし今思ったら施策という言葉がすっかり抜けていますよね。それが(7)の中で一応、35ページの頭の方で『市の施策』ということで出ているんですけど、この施策というのは条例に基づいて行う施策なのか、それとも今で言う未来局のプランみたいな、すでにある。

委員長

いや、すべてでしょ。

G委員

すべて。じゃあ、条例で新しく子ども基本計画というのをつくろうとか、 そういうことは中間段階で。

委員長

ここは何も書いてないね。

G委員

書かない。それは今後に?

委員長

だから専門委員会を設置して、その専門委員会が施策にどういうコミットをしていくのか。そこまでを書き込むことは現段階では。例えば施策づくりを推進する。そういう計画を専門委員会がつくってというようなことまでは、現段階ではちょっと書き込めないね。

G委員

施策が必要であるということは?

委員長

何の施策ですか?

G委員

子ども施策が必要であるということは?

委員長

施策は必要でしょ。

G委員

それは皆さん、そう思う?

委員長

一応ここの所で書いたやつは、ここに書いてある検証、勧告、提言ですわな。そういう提言の中にどういうものをあれしていくか。ま、それは考えましょうよ、これから。やっぱりこういうような専門委員会で、札幌市の子どもの施策をチェックして、それにコミットしていくような制度はつくらないと、条例が生きたものにならないという視点で書いているだけなんですけどね。そうするとこの(5)というか、国籍、民族、性別等々の権利保障、これはC委員が。少しお願いしますか。増やしていただきましょう。はい、どうぞ。

F 委員

今の(5)の所なんですけども、細かいようなんですが、現状の報告の所では障がい、民族、国籍、性別という順番だったんですけど、その同じ順番に並べる必要はないですか。

委員長

そうだろうね。そうすると障がい、民族、国籍、性別か。そういう風に目次に沿って。これは目次を変えるよりは、こっちを変えた方がいいだろうね。 I委員、提案が何かあると言っていたのは、課題に関してご意見があると聞いてましたが、違いました?今日。

I 委員

地域の。すでに委員長の方でもう課題の4の所だったかな。4じゃなくて、 ごめんなさい。

委員長

ちょっとあとで付け加えたやつ。

I 委員

そうそう。グッドと思いました。ちょうど地域全体で権利条例がつくられた後、地域全体で子どもを支えていくという、そういうまちづくりをやはり 推進していかなきゃいけないかなという、そういう課題があると思いました ので。

委員長

じゃあ、それをちょっと加えましたので、その点はいいということにしましょうか。課題の所であと何か落ちているようなもの。課題ですからね。落ちていると、やっぱりみっともないので。救済機関のことを書いて、専門委員会のことを書いて、何か落ちているなといった時には、結局生活の中での権利保障を正面からいくか、裏からいくかでいろいろと関わってまいりますので、この辺りでいいでしょうか。そうしましたら何とか最後までまいりま

した。それで今日いくつかの、特に特別支援教育の所、それから C 委員のアイヌの所、課題の所、宿題はそれくらいですよね。K 委員、よろしくお願いしますね。それを土日で一つ書き上げていただいて、事務方に送っていただくという。そうしませんと、というのは、これからさらに細かい字句のチェックを我々の方でします。それで何か後になって気がついたことがあったら、それはペーパーでもメールでも何でもいいですので下さい。そういう細かい所のチェックは、我々正副に任せていただくということを是非ご了解いただきたいと思うんです。よろしいでしょうかね。はい、お願いします。それとコラムの所、高校生1人、U 委員お1人のあれでしたけど、考えようによってはやっぱり3人の高校生に参加してよかった、つまらなかったも含めて、問題点の指摘も含めて書いていただいた方がいいかもしれないので、P 委員にはお願いしました。いいでしょうかね。それで今日お休みの V 委員の方にも同じ趣旨で書いてということをお願いして、3人揃ってここに載せたいと思います。ですから条例づくりと自分たちというところで、テーマで書いてください。お願いします。

M委員

45ページに氏名が出て、46、47ページとこう来て、48ページに懇談会があるんですけど、出向き調査をあんなにいっぱいやったのに、そのことが出てないのはやっぱりちょっと違うかなと。出向き調査の一覧みたいなのをちゃんとこう。あちこち出向いて行ったわけですから、やっぱり入れるべきだなと。

委員長

これはありますよね。そうそう、出向きがまた売りでありますから。はい、これも入れましょう。課長、このままの調子で行きますと、今日の宿題の部分が週明けに出てきて、また取りまとめて。

事務局(課長) はい、週明けにいただければ、こちらの方でまとめて、最終的には17日の 日に全体会議でまた来年度の計画について少しお話しさせていただきたい と思います。その時に最終確認させていただきたいと思いますので。

委員長 じゃあ、17日に完成稿ができるわけですね。

事務局(課長) そうですね。注の所がすごくたくさん出てきているんですね。ちょっと17 日の日に注の所はちょっと間に合わないかもしれないです。そこの所を除い てという形に。

委員長 はい、わかりました。じゃあ、だいたい姿形がしっかり見えるのは17日でございます。ですからもう17日の時には、四の五の言わないで終わりにしたいと思いますから。はい、どうぞ。

B副委員長 45ページの委員名簿があるでしょ。これの22番のT委員の所の勤務先、これでいいのかチェックして。

事務局(係) これ、誤っていました。修正いたします。失礼しました。表題も整理して、 あと正副の役職と部会の所属を入れようと思っています。 委員長 そういうことで、最終的には27日に市長に交付をするわけですよね。

事務局(課長) そうです。27日の一応11時半から12時までの、市長日程を今の所押さえております。その時に手交式という形で、中間答申を市長にお渡しする形になりますが、だいたい通常ですと4、5名の方、正副委員長をはじめ4、5名ぐらいの方で市長に答申書を手渡す形になるのが多いんですが、どうしたらいいですか。

委員長 これは私はもちろん出ますけれども、P委員、高校生3人も一緒に市長室に行ってくれませんか。27日の11時半はU委員、どうですか。大丈夫ですか。 P委員、どうですか。私1人では心細いので、よろしくお願いします。じゃあ V委員の方にも。お休みですけれども。はい、お願いします。しかしなんだかんだ言っても、ついにここまでまいりました。ありがとうございます。 そうしますと今日のところはこの程度でいいんでしょうか。あとお知らせの方を。

事務局(課長) 前回の正副委員長部会長会議の時にも、子ども委員会の設置についてご説明申し上げまして、一応高校生3人の方の意見を尊重して、子どもたち自身が独立して、主体的に会議を運営していくということで概ねご了解いただきましたので、その方向で先日も高校生の方たちともお話しさせていただいて、その方向で進めさせていただきたいと思っております。だいたい概要等についてはこれから高校生の方たちと細かい所を詰めていきますけれども、お手元にお配りしている案を中心として検討していきたいと思っております。

委員長 検討委員会の3人は子ども委員として、こっち側にも入るわけでしょ。

事務局(課長) もちろんです。両方に入っていただいて、この間のお話では。そして3人の方たちが中をつないでいただけるというお話でしたので、そういう方向で進めさせていただきたいと思っております。

委員長 じゃあ、ちょっと高校生の方たちは検討委員会と子ども委員会の2役になってしまって大変かもしれませんけれども、これからが本番でございますので、 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局(課長) それから来年度の日程につきましては、次回の委員会の時にご説明申し上げますけれども、今検討している中で来年度の日程も非常にきつい日程なんですね。それで今年度中から作業にかかりませんと、来年度の日程がスムーズに進まないようなんです。それで皆さんのお手元にA4版で今後のスケジュールという紙で、お配りしているのをご覧いただきたいのですが。上の方を見ますと、今日12月9日に検討委員会をやって、中間答申書を確定しています。中間答申の中で、第3章の中に今後の条例の課題というのがございますけれども、ここの所が来年から具体的な条例素案を検討する時の中心になっていく形になります。そういう形でよろしいですよね。それでそこが一つ、その中にいろんな項目が入ってくる形になると思うんですね。それで下の方

をご覧いただきたいんですが、例えば今日課題の中で挙げられていたみんな で子どもの権利を学ぶという所で、中間答申の中では子どもの権利推進月間 を設置するですとか、例えば学校での人権教育をするですとか、いろいろな 項目がございます。例えば生活の中での権利保障という所では、例として挙 げられていたのは、自分のペースで生きる権利ですとか、何度でもチャレン ジできる権利ですとか、いろんな項目が挙がってございました。こういうよ うな項目を、課題として挙げられていた、ここに8項目書いていますが、今 日1項目追加になりましたので9つの引き出しがございますけれども、この 9 つの引き出しに皆さんが今後条例の中に盛り込みたい内容をちょっと考 えておいていただきまして、これをできれば今年度中、12月中に、12月26 日ぐらいまでに事務局の方に、項目と、それと簡単な理由ですとか、あるい はちょっとした概要ですとか、付け加えたいものも付け加えて、事務局の方 にお出しいただけないかなと。そういたしましたら正月期間中に事務局の方 で、皆さんから出された項目を一応整理しますので、それで来年年明けの1 回目の委員会の時にある程度、いろんなだぶった項目もあると思いますので、 整理したものを皆さんにご提示して、そこから議論をスタートさせたいなと 考えているんでございますが、いかがでございましょうか。

委員長

そうですね、これから来年度というのは具体的にまだイメージできていなかったんですけども、そこら辺りからスタートしましょうか。みんなで条例に盛り込みたい権利条文はこれだということで、ちょっとやってみましょうか。どんなのが出てくるか。それを年内にやって、新年までまとめていただいて。これですと1月14日にもう検討委員会、そうですね。日程を確保しなければいけないわけですね。

事務局(課長) すいません、これは予定ですね。まだ未定です。時期的にそのくらいに第 1回目をやりたいなということでございまして、決まってはおりません。じゃあ、決めなきゃいけませんね。

E委員 前に言っていたのは1月21日って言ってたよ。

委員長 1月21日でしたっけ?

事務局(課長) 1月21日ですとちょっと遅いのかなと思いまして、多少14日前後ぐらいに 第1回目を開かせていただければと思うんですが。

委員長 14日、土曜日ですけど、皆さん。14日という風に。

事務局(課長) いやいや、この辺でということです。もうちょっと早く中旬ぐらいにいかがでしょうかということなんですけど。

委員長 でも21日は皆さん、手帳に入っているわけですよね。入ってません?入ってますよね。早い方がいいかね?

C 委員 1月14日前後というのは特に異論がないんですけれども、項目洗い出しを ある程度詰めて、条例案に多分結び付けていくという作業日程で考えるとす ると、項目を整理するというのがもう14日なら14日にある程度詰めてしまうということなのか、けっこうここも大事なのでできれば、正直言って年末年始の休みぐらいにそれぞれが作業をして、年始1ぐらいに事務局の方に集約してという風にできればありがたいなと。ちょっとカウントダウンするとというか、時期的に非常にタイトだなという感じがするんですよね。それとの関係で、仮に14日前後にやったとすると、1回ぐらいはきっと項目が少なくても、2回ぐらい項目の整理とか、詰めるのに必要ですよね。その後条例の中身的な作業というと、何回ぐらいでどれぐらいのスケジュールを考えておられるのかを聞いておきたいんですが。

事務局(課長) 来週お話ししようと思ったんですけど、だいたい最初の部分は月2回ぐらい委員会をやらなくちゃいけないのかなと思っています。それと委員会にご原案を出していく作業みたいなものは、もっともっと回数を多くやりませんと。今の予定ですと、6月にパブリックコメントを出す予定になっていますけど、そうすると5月までにつくらないとダメなんですよ。そうしますと正味4カ月ぐらいしかございませんので、例えばこれは9つの引き出しがございますので、そうするとひと月に2つか3つぐらいずつは片付けていかないと、間に合わないぐらいのきつい日程になる予定です。片付けるというのはだいたい整理していく、例えば権利救済制度と、それからその検証について。例えば2月でだいたい挙げちゃうとか。そのぐらいのペースでいかないと。
を員長 ただそこの所も起草委員会で、例えば9つの引き出しの小委員会みたいなグループでやること、組織というか体制もやっぱりつくらないといけないで

事務局(課長) それを再来週お話しいただく形になりますけれども。

すよね。

委員長 とにかく。今、C委員が言ったのは、26日までに引き出しに盛り込めと言われても大変厳しいので、年末年始をいただけないかと。そうすれば。年末年始、いただいた方がいいけれど。未来局の方が年明けにポンと来て。だから例えば14日とおっしゃいましたけれども、この時に全員じゃなくて、ちょっとたたき台というか、それを正副と例のもっと小さい範囲でやって、21日に皆さんにご意見を伺うということぐらいで、少し。

事務局(課長) じゃあ、年明けぐらいでいかがでございましょうかね。正月休み明けに例えば、5日とか。。

委員長 では5日までということにいたしましょう。5日までにそれぞれの引き出しに考えて、入れていただくと。それを元にしてまとめていただいたものを、ちょいとまた検討しなければいけませんね。その検討するグループはどうするかは来週決めましょう。それで21日は全員集まるということにして、14日とかって、前の機会はもうちょっと小さい範囲で議題を絞り込むことにして、という方が実務的じゃないですか。どうですかね?じゃあ、そういうこ

とにいたしましょう。それで来週の17日の4時からでございますね。場所は ここでしょうか?ここですね。

事務局(課長) それからすいません。もう一つ、市民フォーラム。この間もお話いたしましたけれども、中間答申を今年中にお渡しするということで、これにつきましては大人版と子ども版の概要版をつくって、学校ですとか、公共施設ですとか広く市民の方にお知らせしたいと考えておりますが、同時にフォーラムでも市民の皆さんに紹介したいと考えてございまして、日程ですね、2月の中旬あたりでいかがかなと思っているんですが。今ちょっと、会場なんか予約しましたら2月19日に会場取れてるんですよね。日曜日なんですが、このあたりでいかがでございましょうか。この日に空きがあるんですけれども、教育文化会館の小ホールが空いているんですが。

委員長 私はダメですね。18、19は。

事務局(課長) フォーラムでございます。検討委員会でフォーラムの企画実行をしていただきたいと思っているんですが、だいたい内容といたしましては、こちらが考えておりますのは、まず1つは中間答申を皆さんに、来場者の方に説明するということと、それから今回中間答申の中で課題や何かが挙がっておりましたので、課題ですとか、今後の条例づくりに当たってのお話などをその後パネルディスカッションでやるので、いかがかなという案を持っておりますけれども。

委員長 中身はいろいろ考えていただくにしろ、それをやることはいいことだと思うんですけども、18、19は私ちょっといないんだな、これ。

事務局(課長) もし委員長がその時ご都合が悪いというのであれば、1週間後ぐらい、いかがでございましょうか。26日の日曜日あたりでいかがでしょうか。

委員長 私はかまいませんですけれども。26日であれば、私個人としては大丈夫です。25もどうしてもということであれば、何とかできそうですけれど。

事務局(課長) 一番最初の予定では2月の25日という予定で入っていたんですが、はい。 委員長 そして3月は?え、これ、いつ入れたんだっけ?

事務局(課長) すいません、これ、最初に書いてあったもので、決まっておりません。 委員長 あれ、拘束力あるの?ないんでしょ?でもみんなが意識しているんだった ら、これを使いますよ。いずれにしても来週は来年度の日程も決めておかな いとダメですよね。これはね、決めましょ。

A副委員長 質問なんですが、小学生、中学生向けと一般の市民向けという風なものを、この第3次案の趣旨に沿ってという。そのことは定期的に行っていくとか、きちっとその印刷物を配布するという義務というものとしてやっていくのか、そこら辺は普通は中間答申の所に広報とか、その後の進み方について規定すると思うんです。という形式を踏んで、具体的にいえば、そこをきちっと予算を考えてやっていくというのが普通だと思うんです。だから事務方の

仕事半分と、今こっち側の私たちがフォーラムに参加するというのと、どん な風に振り分けているのかを聞きたかったんですよ。

事務局(課長) つまりフォーラムがあれですか。今回、中間答申が出されたものですから、 やはり中間答申を発表していただくのは検討委員会の皆さんに中心になっ てやっていただくのが一番いいんじゃないかなと思っているんですが、いか がでございましょうか。

委員長 それはこれだけスタッフがいるわけですから、それはもっともな話だと思 いますよ。ただ最初の企画から全部ですとやられると、それは多分皆さん、 無理でしょう。

事務局(課長) いや、それはもちろん、こちらの方で原案や何かもつくって、それはもち ろんやりますので、はい。

委員長 それでできるだけ、フォーラムは1回ではないみたいですので、みんなね、 舞台に上がってパネラーになるとかということを心がけようではありませ んかね。これね、我々で自分たちでつくったやつなんだから。それであれば 日程とか、予定が合えばその人たちが担当してということで、いいんじゃな いですかね。

M委員 次回の時には組織替えといいますか、そういうことの原案が出されるんですよね?つまり1番最初の時に確か事務局から話があったと思うんですけど、広報部会をつくるのかとか、起草委員会をつくるのかとか、それとフォーラム実行委員をつくるのかとか。何か少し体制を新たにするという。今までの部会はもうあまり意味がない部会になってしまっていますので、そういうのが事前に、17日の前に出されていると、僕らも検討しやすくて17日の話がスムーズに進むかなという気がしています。以上です。

委員長 それはそうですね。

事務局(課長) それですね、ちょっと正副委員長ともちょっとお話しさせていただいて、 その後事前にご連絡。

委員長 いずれにしろ、17日までには原案がないと話にはならないので、ちょっと 事務局と打ち合わせをして、17日に来年の方向性がきちんと出るように考え たいと。

事務局(課長) すいません、ちょっと、今中間答申も最終段階にかかっているものですから、これを今うちの方で最終チェックをかけまして、仕上げないとならない作業がちょっとあるんですよね。それでちょっと事前にお送りできるかどうか、ちょっとそのへんが。とりあえず中間答申をまず仕上げることを優先させていただきたいなと思っているんですけれども。

M委員 事前操作が無理であれば、例えばインターネット環境にある所だけでも、 僕らけっこう原稿を書いてインターネットで全部、全部でもないけれど、けっこう送りましたよね。その逆をしていただければ、何とかなるかなと思っ たんですけど、無理であれば仕方がないと思うんですけど。なぜそう言ったのかというと、僕はこの25人をどういう風に組織していくのかといった時に、もちろん起草委員会だとか、広報とか、いろいろ考えていらっしゃると思うんですけど、やっぱり子ども委員会を独立。きちっと子ども委員会の方は子ども委員会で一生懸命考えていただければ、それはそれでいいんですけど。あくまでもこの検討委員会から出てきた、子ども委員会という存在ですので、きちっと子ども委員会の方に僕たちがどういう議論をやってきたかということを丁寧に責任を持って説明していく必要があると思うんですね。それを高校生の3人の委員の方に、全部おんぶにだっこしてもらうのはちょっとどうかなと思ったものですから、子ども委員会担当といったらおかしいんですけれども、子ども委員会に関わるような、フォローするというか、バックアップするような担当を組織の中に位置づけたらいいかなと思ったんです。それを事前に言っておきたかったなと思ったんです。是非検討してみてください。

- 事務局(課長) 子ども委員会につきましては、子ども委員の皆さんが自主的に自立してや りたいというお話だったので、もちろん、子ども委員会の方たちに全部任せ るわけではなくて、事務局が責任を持ってバックアップする体制で考えてお ります。
- C委員 だいたい時間もあれだし、尽きている話の重複になるのは避けたいんです けど、今みたいにだいたいM委員が言われたような役割みたいなイメージを、 粗々でいいので17日にペーパーがあると、フォーラムもそうなんですけど、 簡単でいいのでペーパーがあるとけっこう議論しやすいのでという。
- 事務局(課長) もちろん17日の日は資料を用意して、ご説明したいと思っております。 委員長 はい。とにかくただでさえ慌ただしいのに、大変ですね。何とか乗り切っ てまいりましょう。きっといい条例ができると思いますよ。そうしましたら 今日のところは。
- 事務局(課長) 委員長、すいません。最後にもう1つだけ。皆さんにお配りしている地域フォーラム何でも話そう会というペーパーですが、これは新川地区で青少年育成委員の方たちが子どもたちと話し合う会を毎年やっていらっしゃるんですね。それで懇談会をやった時にも、実は検討委員の皆さんがもし来るのであれば、是非見に来て頂きたいという要望がございまして、これ、H委員、確かあれでしたよね。それでこれを皆さんにお配りしております。もしご参加されたい方がいらっしゃいましたら、事務局の方に申し出ていただきたいのでございますが。北区の方に伝えたいと思っておりますので。12月17日、次回の委員会の時までにお願いしたいと思います。

委員長 よろしいですか。それで終わりますか?はい、ご苦労さんです。

事務局(課長) 委員長、そして最後。次回の検討委員会は12月17日の4時から、WEST

19のここでございます。

委員長 はい、どうもご苦労様でした。ありがとうございます。宿題のある方は土 日はございませんので、よろしくお願いいたします。